

---

令和4年 第1回(定例)由布市議会会議録(第4日)

令和4年3月7日(月曜日)

---

議事日程(第4号)

令和4年3月7日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

追加日程

日程第1 発議第1号 ロシアによるウクライナ侵略に抗議する決議

---

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

追加日程

日程第1 発議第1号 ロシアによるウクライナ侵略に抗議する決議

---

出席議員(18名)

1番 首藤 善友君	2番 志賀 輝和君
3番 佐藤 孝昭君	4番 高田 龍也君
5番 坂本 光広君	6番 吉村 益則君
7番 田中 廣幸君	8番 加藤 裕三君
9番 平松恵美男君	10番 太田洋一郎君
11番 加藤 幸雄君	12番 甲斐 裕一君
13番 佐藤 郁夫君	14番 渕野けさ子君
15番 佐藤 人已君	16番 田中真理子君
17番 鷺野 弘一君	18番 長谷川建策君

---

欠席議員(なし)

---

欠 員(なし)

---

事務局出席職員職氏名

局長 馬見塚量治君 書記 畠中 勇君

説明のため出席した者の職氏名

市長	相馬 尊重君	副市長	小石 英毅君
教育長	加藤 淳一君	総務課長	佐藤 正秋君
財政課長兼契約検査室長			庄 忠義君
総合政策課長兼地方創生推進室長			日野 正美君
税務課長	河野 克幸君	防災安全課長	首藤 啓治君
会計管理者	大野 利武君	建設課長	佐藤 洋君
都市景観推進課長	一法師良市君	農政課長	漆間 徹君
農業委員会事務局長	秦 正次郎君	水道課長	大久保 暁君
商工観光課長	古長 誠之君	環境課長	大嶋 陽一君
庄内振興局長兼地域振興課長			花宮 宏城君
湯布院振興局長兼地域振興課長			後藤 睦文君
教育次長兼教育総務課長			衛藤 誠治君
社会教育課長	伊勢戸隆司君	消防長	佐藤 尚也君

午前10時00分開議

○議長（長谷川建策君） 皆さん、おはようございます。

感染予防対策として、全ての方へマスクの着用をお願いします。

議員及び市長はじめ執行部の各位には、本日もよろしくお願いを申し上げます。

ただいまの出席議員数は18名です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

執行部より、市長、副市長、教育長及び関係課長の出席を求めています。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程第4号により行います。

一般質問

○議長（長谷川建策君） これより日程第1、一般質問を行います。

質問者の持ち時間は、質問、答弁を含め1人1時間以内となっております。質問者、答弁者とも簡潔に、また節度ある発言をお願いいたします。

それでは、通告制となっておりますので、順次、質問を許可します。

まず、1番、首藤善友君の質問を許します。首藤善友君。

○議員（1番 首藤 善友君） ただいま議長の許可を得ましたので、1番、首藤善友であります。

一般質問に入る前に、この数日間、ロシア軍によるプーチン大統領の命令の下に、ウクライナに大変な侵略を繰り返しております。多くの方が亡くなっております。全国各地でも多くの自治体で、このロシア侵略によるものについて、非難決議が行われております。恐らく由布市議会においてもされると思っておりますが、本当にこの日本の平和を守ってきた多くの国民の方からすると、これほど痛ましいことはないと思います。1日も早い終結を望む次第であります。

それでは、一般質問に入っております。

まず、通告により、4点ほど上げておりますが、1つは、水道料金、これが今年の11月でしたか。由布市水道事業運営協議会で、水道料金の改定を進めるとともに、由布市浄水道と湯布院町の浄水道を統合すべきと答申をしておりますが、この3町の合併の折の協定書の中にも、湯布院は湯布院の現行どおりとするし、庄内、挾間は、同じようにというようなことが書かれておったということで、これはやっぱり大変な問題になろうかと思っております。もし、これが、値上げになるのではないかという市民の声も寄せられております。低いほうに合わせるのであれば、そう問題はないと思っておりますが、そういう点から見ても、これについて、一体どういうふうになるのか。その水道の料金について、方向性についてお答え願いたいというふうに思います。

それから、2番目に参りますが、市役所職員の中に財源確保という点で、先般、デンケンのネーミング、その他がありました。問題は、現在、可燃ごみは有料袋で、これももともとはそういうのは無料のほうが多かったんでありますが、現在、有料で可燃ごみになっておりますが、不燃のごみについても、有料袋といいますか、有料というようなことが検討されているということを知っております。しかし、そういったごみの問題については、多少お金がかかっても、これは市の、いわゆる行政の、そういう大事な市民の生活のためには、多少の経費がかかっても仕方がない問題であると思っておりますし、これまた関係の課長に聞いてみたいんでありますが、従来から、谷と言わず、山と言わず、ごみの不法投棄が大変大きな問題になって、深い谷のごみを、投棄されたごみを回収するということもありましたが、ここ、二、三年ぐらいの間にそういったことがあったかどうか、聞いてみたいと思っておりますが、そういった不法投棄を招くものというふうに思っております。それは、同じ財源確保という点から見ても、不燃ごみの有料化というのは大変問題のあるというふうに認識しております。これについても見解を求めたいと思っております。

さて、3番目に通告しておりますのが、盛土問題です。熱海の大規模な開発業者の不法な盛土、そして、それを売却して、所有者が変わった。それでああいった大災害が起こったら、最初の開発業者は、私の責任ではないというようなことで、熱海の時もありましたが、現在、国においても、この盛土については、厳しい法規制が検討されております。由布市内の中でも、挾間の赤野地区において土石流発生、これお配りの写真がありますが、土石流が発生しております。そし

て、それが流れ下った先は、海老毛の市道がありますが、その下は海老毛地区の水路があります。その下に元治水の水路もありますが、それが雨のたびに水路の土砂を地元の人がのけなきゃならんと。そして、その開発業者は、現在もいろいろなところから、建設残土その他を持ってきて、上から、高いところから下の山のほうに、恐らくは自分が買っている山だと思いますが、上からせり落としては、そして、それを平らになったところで分譲するというようなことで、土石流の発生現場のところでは、家が崩落しそうになっております。大変問題があると思えますし、聞きますと、これはもう3,000平米以下だから、未満だから、届出の必要がないというふうな形で、いわば、不法な処理がされているというふうに思っております。何らかのことをしなければ、やりたい放題で、現在も地元をはじめ土地の所有者が大変困っているということになっております。ぜひ、これについても御見解をお聞かせ願いたいというふうに思っております。

それから、最後4番目は、私も神社の総代長をしておりますが、田舎の小さな神社ですから、僅かなさい銭しか入ってない。さい銭箱ね。しかし、さい銭箱のさい銭泥棒がいろいろあつたりするものですから、早め早めにさい銭箱開けると。二、三百円しか入ってないのを郵便局なんかを持っていきますと、1円でも貯金しますと110円取られちゃう。硬貨手数料というのをね。民間の銀行その他取っているのは知っておりますが、今年の1月17日からゆうちょ銀行もそういうふうになったと。これは、ゆうちょ銀行の最大の株主は国ですし、国ということは、一定のゆうちょ銀行に働きかける必要があるんじゃないかなろうかと思えますね。小さなお子さんでも、貯金箱にじゃらじゃらっと小銭が入ったのを持っていくと、その枚数に応じて、貯金通帳に硬貨手数料取られちゃう。これは、普通の民間、純民間の銀行ならやむを得ないと思えますが、つい先ほどまでは国営のゆうちょ銀行でありましたが、今でも最大の株主は政府であります。何らかの働きかけをしていただきたいというふうに思います。

以上4点ほど質問をいたします。再質問はこの席でしたいと思しますので、よろしく願います。

○議長（長谷川建策君） 市長。

○市長（相馬 尊重君） 皆様、おはようございます。本日もどうぞよろしくお願いをいたします。

それでは、1番、首藤善友議員の御質問にお答えします。

由布市水道料金についての御質問ですけれども、水道事業を取り巻く状況として、給水人口の減少や節水機器の普及などによる水需要の減少に伴い、料金収入が減少傾向にある一方、基幹施設及び管路の更新需要は増大をいたしております。

また、今後も人口減少社会の到来により、さらなる水道料金収入の長期的な減収が見込まれ、大変厳しい経営環境でございます。

将来にわたって健全な水道事業経営を維持し、安全かつ安定した水道を供給するためには、必

要な料金水準を見極めるとともに、早急に料金体系を検討する必要があることから、令和3年5月13日に水道事業運営協議会に水道料金の在り方について諮問を行い、6回にわたる審議を経て、令和3年11月12日に答申をいただいたところです。

合併協定書につきましては、令和3年第4回市議会定例会での御質問にお答えしたように、合併時点の調整事項であり、その後の社会情勢などにより新市での総合計画また様々な各種計画に引き継がれているものと考えております。

水道事業におきましても、パブリックコメントなど、市民の皆様の御意見を踏まえて由布市水道ビジョンを策定し、安全、強靱、持続の基本方針を中心とした施策や事業展開を進めているところです。健全で持続可能な水道事業経営を目指すため、水道料金改定は喫緊の課題であるというふうに考えております。

今後、水道事業運営協議会からの答申を踏まえ、水道事業の現状や課題、経営状況などを水道利用者である市民の皆様に説明会を行ってまいりたいと考えております。そして、そこでの御意見をお聞きした上で、市としての方針を決定してまいりたいと考えているところです。

以上で、私からの答弁は終わります。

他の質問は、担当課長より答弁をいたします。

○議長（長谷川建策君） 環境課長。

○環境課長（大嶋 陽一君） 環境課長です。

ごみの問題についての御質問ですが、由布市の年間ごみ処理量は、1万6,000トン前後で、約3億円の処理費が必要となっています。この量は、新環境センターを利用する予定の6市の中で2番目の多さとなっています。また、不燃物の1人当たりの年間処理量につきましても、約130キログラムと最も多く、財政的にも負担が大きい状況です。

そのため、ごみの減量化やごみに対する意識の高揚、また、財政的な面からも、ごみの有料化を検討していかなければならないと考えています。

不法投棄の防止につきましては、ごみ袋の有料化とは別に、引き続き啓発活動に努めてまいります。

以上です。

○議長（長谷川建策君） 都市景観推進課長。

○都市景観推進課長（一法師良市君） 都市景観推進課長です。

盛土についてとの御質問ですが、宅地の盛土の状況につきましては、平成29年度に大分県が調査を行い、把握をされております。これは、近年発生した大地震により造成宅地が大規模に被災、災害復旧工事に多額の費用と時間を要したことから、事前防災の観点から、国が大規模盛土造成地滑動崩落対策事業の取組を推進したことによるものです。

この調査により、由布市においては、37か所が抽出され、大規模盛土造成地に該当する箇所は1か所との結果になりました。この1か所につきましては、由布市が本年度現地調査を行っているところでございます。

また、より強力な条例制定等が必要との御質問につきましては、開発許可につきましては、大分県の示す開発許可基準により、国・県の法令等に基づいて、適切に指導しているところでございます。

本市といたしましては、現在、国において、全国知事会等からの要望により、危険な盛土等を一律の基準で包括的に規制する法制度について、宅地造成等規制法の一部を改正する動きがあることから、法制度の詳細、市町村の役割などについて注視しながら、対応を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（長谷川建策君） 総務課長。

○総務課長（佐藤 正秋君） 総務課長です。

郵便局での預け入れ時に硬貨手数料が通帳から差し引かれるようになったことで、国へ手数料の撤回の意見を上げていただきたいとのことでございますが、ゆうちょ銀行では、2022年1月17日より、ゆうちょ銀行の料金改定により新たな手数料が発生することとなりました。株式会社ゆうちょ銀行は民間企業でもあり、今回の料金改定については会社自体の経営判断によるもので、自治体が国に対して申し入れることはふさわしくないと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（長谷川建策君） 首藤善友君。

○議員（1番 首藤 善友君） ただいま、それぞれ、今、御答弁をいただいたわけでございますが、まず水道料金について再質問いたしますが、合併協議書は、そのときの問題でそういうふうになさっと。その後は新市においてということで書かれていたから、そういうことで、新市において検討しようということなんだが、一体、この計画の中で、水道料金が湯布院のいわゆる収支、そういったものと、庄内、挾間の収支がそれぞれ違う計算方法がされておるんだろうと思いますが、それは統一して、そうした場合、今、おっしゃったように、様々な設備あるいは人口減、給水人口の減とかで、金がかかるんだということですが、そういった各町の現在を計算されている、そういったものが、今、予算書など出されておりますが、なかなか分かりにくいんですね。そういったものが果たして、市民の理解が、もちろん市民の理解を得るように説明会開くということなんで、それはもう、ぜひ、そうやってもらわなければいけません。仮に湯布院町の水道料金を現行よりか上げるというようなことになれば、今、コロナで大変な旅館経営、その他、大変なときなんですね。そして、ああいったところは非常に水を多く使う。旅館、ホテルが。やっぱり、

そういう点から考えましても、仮に湯布院の方々の水道料金が大きく値上げされるということになれば、やはり大変な、そういった方々に負担を強いることになると思います。よほど、これは、慎重に、やはり、理解を得るようにしていかなければ、ただ単に、赤字だからこうするんだというようなことでは、この水というものは1番市民にとって生命の、これを断たれたら生きることができないんでありますから、やはり、そういう住民福祉の立場から見ても、そういった赤字というものは、幾ら独立採算制といっても、ある程度、なければ、一般財源を投入してでも値上げとなるようなことは抑えていかなきゃならんと思っております。その点について、再度、御答弁を求めたい。

○議長（長谷川建策君） 水道課長。

○水道課長（大久保 暁君） 水道課長です。お答えをいたします。

水道事業においては、やはり、公営企業でありますので、まず、独立採算制が大原則となっております。水道料金において事業の経営をやっていないと悪い状況ではありますが、今、現状のところ、一般会計から多くの繰入れを頂いている状況ではあります。コロナ禍の中で、やはり、慎重にやっていないと悪いというのは、議員おっしゃるとおり、十分踏まえております。その中で、市民使用者の中の皆様の御理解をいただくために、一応、本来であれば、2月のほうに説明会をいたしまして、市民の御意見を聞く機会を準備していたんですけども、コロナ禍の関係で、一応、1か月ずらさせていただきまして、3月に行うようにいたしております。そういう皆様の使用者の意見を踏まえながら、水道料金については検討していきたいと思っております。やはり、水道においては、市長が申しましたように、10年、50年、100年先を見据えた中で、水道を維持していかないと悪いというふうな形になりますので、今現在、由布市の水道においては、やはり、湯布院が昭和30年、挾間、庄内が40年ぐらいに水道がスタートをしております。40年代のほうにですね。そういうふうな形で経過もたっておりますので、そういう部分を踏まえながらも、老朽管とか、施設の更新等にも費用がかかってまいりますので、皆さんの御理解をいただきながら、水道料金の在り方については進めたいと思っております。

以上です。

○議長（長谷川建策君） 首藤善友君。

○議員（1番 首藤 善友君） 老朽化した施設を改修する。確かに分かるんです。それから、給水人口が減少して、経営的に大変になってきておるといことも、それは分かっております。しかしながら、やはり、例えばね、電気が止まってでも、何とか人は生きていくことはできるんですが、水が止まったら生きていくことはできないんです。そこをよほど考えて、コロナその他で、いわゆる低所得者、あるいは、非常にああいって持続化給付金みたいに、本当に困って、生活が大変困っているようなところにまで、一律に、例えば、料金値上げした水道料金をお願いすると

いうことは非常に心苦しいと思います。そういった場合に、減免措置というか、そういったものも検討すべきだと思います。その水そのものを止められたら、本当に人は生きていけないんですから、それは、生活が困窮している方、あるいは、そういった御商売のあって、もう商売をこれ以上続けられるか、られないかの寸前に陥っているような方にまで、高い水道料金をお願いするというようなことは、やっぱり、しちゃならんと思います。そういう場合、やっぱり、減免措置をすとかいうような手当を講じて、そうして、やっぱり、市民の理解を得るように是非してもらいたい。これを要望しておきたいと思います。

次の問題に入ってまいりたいと思いますが、先ほど環境課長がおっしゃったごみの問題です。これはもう本当に不燃ごみを有料化するということになれば、これは別問題と言え別問題ですよ、不法投棄とはね。別問題ではあるが、過去の長い間のことから言うと、せっかく不燃ごみを無料で回収してきたことが、山や谷や川に不法投棄が随分少なくなったと思うんです。以前ほど見なくなりました。本当、一頃は、道路のガードレールの上から、ぱあっと谷に、夜なんか持っていって、捨て谷とかいうのが随分あって、深い谷に、それこそ市役所の方々が業者の方と一緒に片づけたことも随分あったと思います。最近、それがかなり減ったというように、私、思います。これが有料ということになると、どうしても、そういったことが増えてくることに私はなろうかと思えます。やはり、この由布市を本当にきれいな町に、そして、住みよい、そういった町にするという観点から見ましても、由布市に一步足を踏み入れたら、あっちの谷もごみを捨てられて、こちらの山にも、いつの間にか、誰か来て、不法投棄をしておったと、ごみが捨てられていたと、いうような姿は、後世に残すべきではないと思いますし、多少、金がそこにかかったとしても、きれいな由布市を存続させていくということについては、この不燃ごみの有料化というものはすべきではないというふうに思っております。再度、この点について、お考えを聞かせていただきたいと思えます。

○議長（長谷川建策君） 環境課長。

○環境課長（大嶋 陽一君） お答えいたします。

不法投棄が現在少ない状況にあるというのは、無料ということも全く関係ないとは言えませんが、市民の方の意識の向上、これが図られていることが大きな要因じゃないかと思っております。近年、由布市では、不法投棄については、年間10件程度の御相談をいただいております。その都度、案件によって、保健所などと協力しながら対応しているのが現在の状況でございます。御心配されているように、有料になった場合、不法投棄が増えるんじゃないかということは、環境課としても少し心配をした面がありまして、県内の他市に問い合わせをしたり、調査したりということを若干しております。県内の他市は不燃ごみを既に有料化している市町村が多く、問い合わせしたところ、有料化することによって、不法投棄の影響がどうだったかということを知

たところ、極端に不法投棄が増えたという印象はなかったという回答をいただいたところであり  
ます。全く影響がないということは言えません。不法投棄があった場合は、適正に対処してまい  
りたいと考えております。

以上です。

○議長（長谷川建策君） 首藤善友君。

○議員（1番 首藤 善友君） 今、課長がそういう御答弁をなされましたが、やはり、このごみ  
の問題、不燃ごみ、そういったものについては、市によっては、有効活用ということを図ってい  
る市もあります。同じ知恵を出すのであれば、そういったごみについての有効活用をね、分別も  
しますが、市民意識を高めて、そして有効活用あるいは再利用、そういった点、大いな力点を置  
いていただいて、そして、極力、そういった不燃ごみの回収が、何でもかんでも捨てるんじゃな  
くて、活用できるものは活用するというようなことを、行政がそういった一つの窓口になって、  
市民の皆さんに大きな不燃ごみとか、そういったものを有効的に活用するような方策を講じる。  
そういうことのほうが非常に価値があるし、これから世界は、環境問題、その他がありますが、  
そういう点が非常に大事な行政の果たす役割だというふうに思っております。ぜひ、そういった  
点も考慮していただいて、やはり、私は、今、計画されている不燃ごみについては、もう一度考  
えてみるのが大事ではないかというふうに思っております。

再度、そういった点で、御答弁をお願いいたします。

○議長（長谷川建策君） 環境課長。

○環境課長（大嶋 陽一君） お答えいたします。

ごみの再利用につきましては、大事なことだと考えております。有料化を再考せよという御質  
問ですが、有料化については、やはり、継続的にごみ処理を適正に行っていく上には、やっぱり、  
必要ではないかというのが今の考え方でありまして、これは継続して考えていきたいと考えてお  
ります。それと並行して、ごみの減量化に向けて、再利用を多くするとか、また、そういう面  
についても並行して考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（長谷川建策君） 首藤善友君。

○議員（1番 首藤 善友君） ぜひ、不燃のごみの再利用、有効活用、それは大いに研究しても  
らいたいし、そういった点で努力をすることは、地方自治体の主な、非常に未来の、未来社会か  
ら見ましても、脱炭素や、あるいは、そういった地球環境、そういった点で、非常に大事な点で  
あると思います。市民のそういった負担を強いるような収入増を目指すんじゃなくて、ああいっ  
たDENKENホール、命名のああいっただネーミングですね、ああいっただ点は非常によいと思  
いますが、私は、やはり、市民への負担をするような改革には反対という立場を表明しておきたい。

次に、盛土問題にちょっと持っていくんですが、今、皆さんにお配りした資料が、見て分かると思いますが、マジックでAというふうに書いてあるのが、これは県に届出をしている部分であります。そしてBというふうに左のほうに書いてあるのが、これがいわゆる3,000平米未満の土地ということで、届出が必要とされてないと。したがって、これがずさんなことになっておる。現在は、Cと書かれている部分を残土どんどん持ってきて、そして、上を平らにしては分譲しておることがされております。Cについては、下のほうに若干の石、コンクリをまいた練積みで、石垣というか、擁壁をしておりますが、Bの部分は、もうのり面が、土留めらしい土留めがないから、上からどんどん残土を落として、それをちょっとたたいたぐらいのところに、おとしの7月豪雨で、熱海と同じように土石流が起こっている。この中腹の土砂が下の山に落ちて、山の大きな土石流で、大体300メートルぐらい下に見えるのが海老毛の市道であります。そこまで達する状態になった。そのすぐ下に水路、海老毛の水路の組合長さんにお話を伺ったんだけど、大雨が降るたびに水路の土砂をさらわなきゃいかんと。そして、この業者に困っているんだというようなことを地域の人とか言っても取り合ってくれないと言うんですね。それは、届がないから行政は知りませんというようなことをしなきゃならないと思います。それで、この団地の下には里道があるんです。そして、山に幅2メートルぐらいの里道があって、山の所有者とか、その他の方が通れる里道があるんだが、その里道も、現在、通れる状態じゃない。上からとにかく土や石、それから、大きなので言うと直径3メートル、長さ5メートルぐらいの水道の給水タンクといいますか、ああいったものも上から落としていくんですね。重機のキャタピラー、タイヤ、不法投棄ですな。その落ちているところが、もしかしたら、そこの業者の方が買い取った山かもしれないんですが、里道そのものがもう通れる状況になっていないということでもあります。そして、地元の人が幾ら言っても取り合ってくれないというような業者の方というふうに話をされておりました。せめて、行政が中に入れてでも、関係する住民それから山の所有者も含めて業者との間に話合いの場ぐらいは持つべきだろうと思います。このまま泣き寝入りということは許されないというふうに思っております。その点について、ひとつ、どうなのか。今、国のほうでも、2月10日の合同新聞あたりを見ましても、盛土について許可制にということで法整備がされておりますし、既存の盛土でも不適切な処理がある場合は、都道府県などが安全措置命令を出して、従わない場合は行政代執行で撤去などを行うというところ、あるいは、次の新聞かなんかでは、最高3億円の賠償請求を求めるといような法案も審議されていると聞いております。そうだったのが、国において通ったときに、やはり、由布市が積極的に関与して、そうして、そういった業者の法律の網をかいくぐって、これは本来から言うと、完璧にこの団地は届出をして、県や市の指導を受けなきゃならない団地なんだけど、そういうふうになんか小さく区切って、法の網を逃れてやりたい放題やっている。やはり、そこに、市なりまた県とも協議をしていただいて、最低でも、

最低でも業者と地域住民、あるいは、山林所有者等々による話合いの場ぐらいを設定してもらわないと。幾ら、1人、2人が行ったって、全く取り合ってくれないという状況があるということで、これはやっぱり県などとも市は相談した上で、住民の不安を取り除くようなことをぜひやっていただきたいと思います。これについて、ひとつ、見解を求めます。

○議長（長谷川建策君） 都市景観推進課長。

○都市景観推進課長（一法師良市君） お答えいたします。

多くのことが内包されている御意見が元になっていると考えておりまして、なかなかスムーズな回答は難しいかと思いますが、まず、由布市につきましては、挾間町であれば、環境保全条例という形で、県内他市にない厳しいといえますか、より踏み込んだ指導ができる市として対応しているところでございます。個人のお宅も含めて、その基準に該当する場合については、全て指導対象ということで、何かと一般の市民の方にも御迷惑をおかけしている部分はあるかもしれませんが、そこは適正に施工していただくという立場で、これまでも、合併以前からも取組は進めているところでございます。また、この該当する箇所につきましても、過去の資料につきましても、正しく指導が行われているというふうに向っているところでございます。これ以上のといえますか、なかなか市町村が業者に命令をする法的根拠というものが、条例以上のものがない現状におきましては、我々も、国が宅地造成等規制法の一部を改正して、隙間のない規制をかけますよ、また、盛土の安全性についても確保していく、そして、責任の所在の明確化、実効性のある罰則の措置ということで、国土交通省より発表されているこの一部を改正する法律案については、十分注視して、これを受けて、また、必要な部分については対応してまいりたいというふうを考えておりますが、現状においては、命令をするなどの法的根拠がないという状況でございまして、なかなか難しいのかなというふうを考えております。

以上でございます。

○議長（長谷川建策君） 首藤善友君。

○議員（1番 首藤 善友君） 現状において命令する法律がないということですが、やはり、法律がない中でも、市民がそういうふう困っている状況があれば、その中に立って話合いの場を設けるべきだと思いますし、新しい法案の中には、過去の盛土についても、不適切な処理があるケースは都道府県など書いてありますが、安全措置命令を出して、従わない場合は、行政代執行など、撤去などを行うというふう新しい法案が国会、国で審議されておりますが、そういうふうになっている。それがもし国が通ったときには、過去の、これは問題になろうかと思いますが、そこでの指導なり、そういったものは、法的根拠ができると思いますが、そうなった場合においてはやるお考えがあるのかどうか。それから、そういった法案がない状態でも、今現実に海老毛の人たちが、水路が大雨のたびに土砂が流れ込んで、そのたびに支えなきゃならんと。これ

は湯布院でメガソーラーの問題で、メガソーラーの下、下流域で、同じように水路に土砂が流れ込んで、地元の方がそれを取り除く。そして、その取り除いた日当ですね、日当という形は、向こうは言わないけど、見舞金だという形で支払った。やはり、行政がそこに絡むことによって、一定程度のそういった効果、あるいは、そういったことができるんではないか。住民だけに任せておって、相手は取り合ってくれないようなところに、やはり、県なり市なりが関与して、別に法律にはないようなすり抜け方をしているから、本当は、これは規制しなきゃならない問題だけど、法の網をかいくぐって、やっていることについても、やはり、細かにチェックするというのがあると思うんですよ。過去に、これは合併以前の挾間町には、小規模な開発の中でも一定程度の条例があったような気が私もいたしておりますが、本来、そういったのが挾間町時代に小規模開発に伴う条例その他行政が介入できるようなものがあったとしたならば、新市においても、これは引き継いでいるんじゃないかというふうにも思えるんですが、その点も含めて、御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（長谷川建策君） 都市景観推進課長。

○都市景観推進課長（一法師良市君） お答えします。

議員が御指摘の挾間町時代からのという条例につきましては、現在も挾間町の環境保全条例として、湯布院にまちづくりの条例がございますように、都市計画区域における開発について、県より厳しい基準、狭い面積での指導を行っております。ですから、県内にも、そういった条例を持っているところは多分由布市だけだと思うんですけども、一般的に、市民も法人も分け隔てなく、その基準に該当する行為については全て指導を行っているところでございます。ですから、狭い基準ですので、一般の住宅も入る場合などもございまして、なかなか一般の市民の方には御不便をおかけしている部分もあるのかなというふうには考えておるところでございます。我々ちょっと、なかなか説明、御説明申し上げにくいんですけど、我々も、この地域も、審査をしているということ、県にもですけども、されておまして、正しい施工、そのときの基準を満たす工法といいますか、施工されているというふうには伺っておりまして、その後、個人の方が買われた個人の土地ということになっておりまして、正しく施工されてある以上、その後何らかの、御本人が無届けでの計上をしたとか、そういうことも全く伺っておりませんし、その後何かなされた、条例の対象になるような行為、法令の対象になるような行為が行われているのであれば、届出をしていただいているんであらうと思っておりますし、なければ、そのままの状態のまま、今回の災害に遭われたんだらうと思っておりますが、制度として、大規模な復旧もしくは5戸以上のというような国庫補助等がございますが、個人のというのも、なかなかない中で、また、その施工したことが間違っていたということであれば、もちろん、指導といいますか、法的にはなくても、何か、相手方に対して申し上げることもございますが、今回につきましては、そういった意見が、

声がございますよということは伝えておりますけれども、この工事自体が正しく行われているという記録を確認したのみでございまして、なかなか、これをどうかしなさいよとかいう、先ほど申しましたように、我々にその権限、さらに細かい権限というものは有しておりませんで、相手方にその情報を伝えるといたしますか、こういう状況でありますよということを申し伝えたのみというところが現状でございます。ですから、我々も、この法令によって、責任の明確化などが触れられるというか、県知事ではございますが、その中で、市町村が、由布市が行える役割というものも明確になってくるんだろうと思っておりますので、これによって、求められる対応を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（長谷川建策君） 首藤善友君。

○議員（1番 首藤 善友君） それで、やはり私は、団地造成の、特に凶面である左側の部分というのは、土留め工事そのものが非常にいい加減なもので、それだからこそ、その下の杉なんかの山があったんだけど、樹齢が70年も、何の災害も受けずにあったのが土石流で押し流されてしまう。これはやっぱり工事そのものが、いわゆる届出をしなくてよいという狭い造成工事を、要するに違法ですわな、私なんかから見ると。そういう形でかいくぐって、結果、当時の7月豪雨で、この熱海と同じように土石流災害が起こった。そして、現在、下流の海老毛地区の方々も水路その他に被害が及んでいるけど、現状は泣き寝入り状態ですよ。やはり、より一步踏み込んで、地域の人や関係者や、それから、土石のそこも十分な調査をすべきだと思うし、その団地の下に里道が事実上どこにあるか分からなくなっている。通れない。上から石などが転がり落ちてきているんですから、そういった点から見ても、今、市が里道の管理を任されている状況ですから、そういった点でも、調査を十分、里道についてもした上で、そういった困っている方々との話合いの場を設けるなり、あるいは、業者に適正な指導とまでいかななくても、伝えなければ、普通、個人が行っても、それぞれ、皆、取り合ってくれないという泣き寝入り状態です。ぜひ、僅かな引っかけりでもあれば、それは行政が関与していただく。それが望ましいと思います。十分、この現場を関係者の話も聞きながら十分な調査をした上で必要な手を打っていただきたいというふうに、この点についてはお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

最後になりましたが、私も郵便局ずっと長い間出てたから分かるんだけど、民間になりましたが、株主総会すると、総務大臣が1人いて、あと、郵政のお偉方がどっと並んで株主総会というような状態がずっと続いてきたんです。今はどうか知りませんが、それでも最大の大株主であるんですね、政府は。恐らく、この硬貨手数料の件を取り上げた議会は由布市が初めてじゃないかな、全国で。しかし、そういった神社や子どもたちが貯金箱に小銭を一所懸命ためて、それ郵便局の窓口を持っていったら、あら、じゃらっと硬貨手数料取られてしまったみたいな、小さな

声は、何とか、そういった声を、実現するかどうか知りませんよ。しかし、何らかの形で届けてあげて、ああ、由布市議会というのは、僕たちや、私たちの小さな子どもの声や、あるいは、今、たくさんの地域の神社とかありますが、おさい銭箱の中には、札を投げ入る人は少ないんだけど、小銭を投げ入れておりますが、そういった方々に、ああ、由布市議会、由布市というのは、そういう小さなことまで目を向けて、声を——実現するしないは別ですが、国やゆうちょ銀行に届けてくれたということが市民に寄り添う私は由布市だと思っておりますが、ぜひ、そういう点でも、何らかの機会でも、ゆうちょ銀行の硬貨手数料など届けていただきたいということを最後をお願いいたします、質問を終わりたいと思います。

先般から、それぞれ議員の方々もおっしゃっておりますように、今度3月で退職なさる職員の方、本当に市民目線で様々な何十年間仕事をなさってきたと思います。ある意味、市民から支えられてきた。私どももそうですが、職員の皆さんも市民から支えられて今日まで来たと思いますので、退職後は、ぜひ、半分は体を休めて、半分はお世話になった市民の方々に御恩返しのもつりで、長い経験豊かな知識をぜひ市民のために生かしていただきますようお願いいたします。本当に御苦労さまでありました。

以上で、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（長谷川建策君） 以上で、1番、首藤善友君の一般質問を終わります。

.....

○議長（長谷川建策君） ここで暫時休憩をします。再開は11時10分といたします。よろしく  
お願いします。

午前10時56分休憩

.....

午前11時10分再開

○議長（長谷川建策君） 再開します。

次に、4番、高田龍也君の質問を許します。高田龍也君。

○議員（4番 高田 龍也君） おはようございます。4番、高田龍也、議長の許可をいただきまして、通告にのっとり質問させていただきたいと思っております。いつものように提案と質問をしていきたいと思っております。

夢を語り、現実を見て、また提案と質問させていただきます。間違っても夢を見て、寝言を語らないように頑張っていこうと思っておりますので、何とぞ執行部の皆さん、よろしく願いいたします。

まず初めに、質問の前に、先ほど首藤議員からもありましたが、その他先輩議員さんからもありましたが、ロシアによるウクライナ侵攻、あつてはならないものだと思っております。日本国

としても毅然とした態度も取れるよう、しっかりと国防を担っていただき、武力による現状の変更を絶対許さないという立場で動いていきたいと思っておりますので、何とぞ皆様からも強い意思表示をよろしくお願いいたします。

それでは、通告にのっとり質問をしていきます。大きく4つです。よろしくお願いいたします。

1つ、由布市の農政について。

原油高での生産資源の値上げや、肥料や飼料の価格高騰が続く中での由布市農業の現状把握と今後の由布市農業の発展計画を伺う。また、由布市内の耕作放棄地の再生利用率を伺う。

2、由布市の財政について。

前議会において財源検討チームによる新たに生じる財政効果額が提示されました。歳出についての検討状況を伺いたい。

3、コロナ禍後の由布市の経済活動について。

コロナ禍後の由布市経済復活の基軸をどの分野に置くのか。さらに他の分野にどのように波及させていくのか、伺いたい。

4、その他ですが、これは緊急性があると思ひ、議案の中からピックアップして質問させていただきます。

4、その他、議案第28号、令和3年由布市一般会計補正予算（第10号）繰越明許費において、11款災害復旧費、1項農林水産業施設災害復旧費、2項公共土木施設災害復旧費、8款土木費、2項道路橋梁費などは、工事契約後の繰越しならば、4月からの原材料高騰により契約金額との大幅な差が生じるが、行政はどのように対策を考えているのか。また、原材料高騰をどの程度把握しているのか、伺う。

以上です。

再質問はこの場にて行いたいと思ひます。よろしくお願いいたします。

○議長（長谷川建築君） 市長。

○市長（相馬 尊重君） それでは、4番、高田龍也議員の御質問にお答えをいたします。

コロナ禍後の由布市の経済活動についての御質問ですけれども、コロナ禍後の経済の復活に関しましては、商工・観光分野における取組が大変重要な位置を占めるものというふうに考えております。

令和4年度の当初予算案にも計上しておりますが、新型コロナウイルス緊急対策事業でのコロナ禍関連の対策事業として、特別資金特別利子補給金、また事業者への支援一時金並びに5千人ゆふ泊キャンペーン事業などによって影響を最小限に抑える手立てを実施しながら、小規模事業者販路開拓支援事業やゆふブランド構築事業などのアフターコロナを見据えた事業も同時に実施

をし、加えてこれまで実施してまいりました商工振興活性化事業や観光振興事業などを見直す中で、新たな事業を反映させることにより、商工観光業が持続可能な地域の産業となることにつながっていききたいというふうに考えております。

また、そのことで、他の分野にどのような波及をさせていくのかとの御質問ですが、今、述べたようなことが確立されていけば、自ずと他の分野へも相乗効果が期待できるものと考えております。例えば観光業が活気づけば多くの方が市外から訪れ、宿泊し、飲食や交通機関を利用して地元の産品を購入するなど、多くの分野への経済的な波及効果が生まれるものと考えております。

いずれにいたしましても、それぞれの分野において経済基盤が確立されていなければ、そうした横のつながりによる波及効果が望めないというふうに考えております。そうした波及効果を生み出すためにも、それぞれの分野ごとにしっかりとした経済基盤の確立にこれからも取り組んでまいりたいと考えております。

以上で、私からの答弁を終わります。他の質問は担当課長より答弁をいたします。

○議長（長谷川建策君） 農政課長。

○農政課長（漆間 徹君） 農政課長です。

原油高での生産資源の値上げや、肥料や飼料の価格高騰が続く中での由布市農業の現状把握と、今後の由布市農業の発展計画を伺うとの御質問ですが、コロナ禍からの世界的な経済再開等による原油の高騰に伴って、加温に使用するA重油や石油製品でありますハウス用ビニールなどの生産資材の価格上昇が続いております。

また、肥料や飼料価格につきましても、原材料価格の高騰などにより上昇が続いており、市といたしましても、生産原価の上昇による農業生産所得への影響を危惧しているところでございます。

そのため、燃油価格の高騰に影響を受けにくい経営への転換を進める産地に対して、燃油価格が一定基準を上回った場合に補填金を交付する国の施設園芸等燃油価格高騰対策について、イチゴ生産部会に対して情報提供を行ったところでございます。

また、前回の議会、令和3年第4回市議会定例会一般質問にて、高田議員より御提案いただきました堆肥や有機肥料の作り方につきましては、市報に掲載をしたところでございます。

生産資材については、国際情勢等の影響で大きく変動するため、今後の価格の見通しを立てることというのは非常に困難であります。国の動き等を注視しながら、引き続き情報発信、また啓発に努めてまいりたいと考えております。

市といたしましても、由布市の農畜産業の発展に向けまして、イチゴ（ベリーツ）、ネギ、梨を産地づくりの中心品目として位置付け、基盤整備などによる産地規模の拡大や、研修制度等を活用した担い手の確保・育成を推し進めてまいりたいと考えております。

また、畜産につきましては、10月に鹿児島県で開催されます全国和牛能力共進会の推進も含めて、畜産振興のための指導体制強化を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（長谷川建策君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（秦 正次郎君） 農業委員会事務局長です。

由布市内の耕作放棄地の再生利用率についての御質問ですが、令和2年度末現在の由布市内の荒廃農地・遊休農地の面積は約439ヘクタールで、農地への再生といたしましては、約1ヘクタールが再生されています。

耕作放棄地については農業委員・農地利用最適化推進委員による農地パトロールを実施して、農地の利用状況を把握しております。

現在、市といたしましては、人・農地プランの実質化や中間管理機構事業・農地集積や基盤整備事業等に積極的に取り組み、農業委員、農地利用最適化推進委員の活動を強化して、耕作放棄地や荒廃農地等の解消に努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（長谷川建策君） 財政課長。

○財政課長兼契約検査室長（庄 忠義君） 財政課長です。

財源確保についての御質問でございますが、今後の社会・経済を取り巻く環境を踏まえると、市税収入や地方交付税等を含めた一般財源総額の伸びは期待できず、中長期的に、自主財源に乏しい財政構造が続くことが想定されることから、昨年11月に持続可能な財政構造の構築に向け、16項目を盛り込んだ財源確保実行計画を取りまとめたところでございます。

各財源確保方策については、新たに設置する部署が進捗管理をする中で、関係課と連携し、実行していくこととしております。

また、歳出の改革についてでございますが、令和4年度予算編成におきまして、事務事業評価や決算に基づく執行状況等を踏まえた各種事業の方向性、優先度を吟味するとともに、費用対効果を見据えた事業の優先順位付け、事業目的や成果指標に基づく既存事業のゼロベースからの見直しなどを求めたところでございます。

この中で、特に、経常的経費につきましては、令和4年度においてもシーリングを継続をし、令和3年度当初予算の一般財源ベースに対してマイナス3%での要求としたところでございます。

市の業務の改革に関しましては、今後、ペーパーレス会議システムの導入や財務会計における電子決済化など、行政のデジタル化を推進することで、紙や印刷費など行政コストの削減はもとより、業務管理の適正化や業務効率の向上につなげていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（長谷川建築君） 建設課長。

○建設課長（佐藤 洋君） 建設課長です。

議案第28号、令和3年度由布市一般会計補正予算（第10号）の繰越明許費において、11款1項の農林水産業施設災害復旧費、11款2項の公共土木施設災害復旧費、8款2項の道路橋梁費などは、工事契約後の繰越しならば、4月からの原材料高騰により契約金額との大幅な差が生じるが、行政は対策を考えているのか、また、原材料高騰をどの程度把握しているのか伺うとの御質問ですが、工期内に主要な工事材料等価格の高騰により、著しい変動を生じ、請負代金が不相当となったと認めるときは、公共工事請負契約約款には、建設工事発注者または受注者は請負代金の変更を請求することができるとされております。

なお、請負代金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定め、円滑な執行に努めてまいりたいと考えております。

また、原材料費等高騰の把握につきましては、現在、大分中央生コンクリート協同組合様より、本年4月1日以降の契約分より主材料、セメント・骨材の大幅な価格改定、さらには原油価格の高騰による輸送や設備コストが増加していることから、生コンクリート価格の改定がある旨、報告を受けているところであり、由布市も例外ではございません。

このようなことから、工事費積算に伴い、基準としております大分県積算基準単価も、二次製品等を含め改定されるのではと推測しております。

以上でございます。

○議長（長谷川建築君） 高田龍也君。

○議員（4番 高田 龍也君） ありがとうございます。

それでは、再質問させていただきます。よろしくお願ひいたします。

まず初めに、その他の分の原材料高騰ですね、公共工事においてなんですが、今、答弁で、すいません、皆様のほうには資料、中央生コンクリート協会さんのほうから単価が上がりますよという資料を皆様にお渡ししておると思います。一読お願ひいたします。

現在、1立米、1立方メートルなんですが1万7,600円です。これが4月1日から1万9,100円になります。その差額は1,500円上がります。

それと、もう1つ、おもしろい——おもしろいっていう言い方は適切ではないと思うんですが、大分市と比べた場合には2,600円違うんです、由布市の単価と大分市の単価は。同じ大分県内なのにどうしてかなというのもあるんですが、この点は、由布市としては中央生コンクリートのほうに聞いているのかをちょっとお聞きしたいんですが、どうでしょうか。

○議長（長谷川建築君） 建設課長。

○建設課長（佐藤 洋君） 建設課長です。お答えいたします。

今回、大分中央生コンクリート協同組合から改定のお知らせという中で、大分市の部分が入っております。ああ、こんなに違うんだというのは改めて認識をしたところでございます。

以上です。

○議長（長谷川建築君） 高田龍也君。

○議員（4番 高田 龍也君） これ、由布市は大分県内、大分県西部のほうになるんですけど、今から令和2年の7月豪雨の災害復旧工事、大分県発注の工事が出てきます。由布市に関しても建設のほうで、公共工事が出てくるということなんですけど、これ、こんなに生コンの単価が上がってくるということは、地元で頑張ってる復旧工事をやろうとされている建設業の皆さんに著しい負担をかけるのではないかと。また県のほうが積算単価を4月から見直しますよという話になってますが、これが本当に反映されているのかというのが、もう蓋を開けてみないと分からないですね、4月1日から。

ですが、なので、今のうちにちょっと話しておかないと、先日来、佐藤孝昭議員も言われてましたが、由布市内の建設業者さんは今、大変苦しい状況下にあると思います。その中でも頑張って災害復旧をやっていただいています。これ、4月1日に生コンの単価が合わないよという形で不落札が続いた場合には、由布市の市民の皆さんに著しい負担、迷惑がかかる話になってくると思うんです。その点を踏まえて、民間企業に対して言うことは難しいとよく分かりますが、それならば、大分県のほうに、このように値段が上がっていますので、先んじて積算単価が間違いなく赤字にならない単価を出しますよというような話はできてるのか、今一度、お聞かせ願えますか。

○議長（長谷川建築君） 建設課長。

○建設課長（佐藤 洋君） お答えいたします。

4月、年間を通じて県の積算基準単価がこう変わってきます。

私の推測ではございますが、こういった中で今、生コンクリートが従来よりも大幅な改定があるということを受けて、恐らく県の建政課のほうもこれに準じてかなり上がってくるとは思っています。まだ4月1日からの積算単価が来ておりませんが、恐らくそういうふうにはなると思います。

それに付随して、先ほど申しましたように、コンクリートの二次製品も上がってくると思うんですが、まだ確実にその見合った金額になるかというのはまだ報告を受けておりませんので、今後、どのような形になるのかなというのはお聞きはしたいというふうには思います。

以上です。

○議長（長谷川建築君） 高田龍也君。

○議員（4番 高田 龍也君） ぜひよろしくお願ひいたします。

参考資料の中央生コンクリートが出している分なんですけど、原油価格の高騰によりということ

で出してるんですね、今、現時点で。今、世界状況を見ますと、ロシアによるウクライナ侵攻によって原材料等が今、上がってきていると。原油高騰以外にですね、世界状況によって変わってきている。今、この分で行きますと、4月1日が原油高騰で上げていくだろうという話是可以すると思うんですね。県のほうもその対応ができると思います。

仮に、中央生コン、年2回上げてきた実例がありますので、ウクライナ侵攻による世界の不安定のところによる原材料の高騰とかいう形になると、途中でまた上がると、県の積算単価というのは1年に1回しか改定されないの、そのときにちゃんと対応ができるのかなという、一抹の不安がありますので、参考資料としてもう1つ付けています。

先ほど建設課長からもお話がありましたが、工事約款の中にも、原材料高騰の場合には、公共工事標準請負契約約款の中、第45条に、スライド条項というのがあるんですね。先ほど課長が言われたように、著しく原材料の高騰をされた場合には、原材料の補填ができますよという話なんですけど、これ、資料見ていただいたら分かるんですけど、単価、原材料、二次製品とか生コンの単品スライドと言いますが、のものに対して行われたものは、昭和55年に1回しかないですね、今までに。ほぼ経年どおりで合ってたって、工事金額は全体を見たときの変更です。ですが、これ、大規模公共工事のみ今までであったと思われま。

由布市が発注されて、由布市内の建設業者さんというのは、この全体のスライド条項に該当するような規模の業者さんとか、あと発注する金額って、そこまでないと思うんですね。大体該当するのは単品スライドのほうかなと思うんですけども、そうなった場合に、昭和55年に、まあ私が生まれて2年後ぐらいなんで、42年前にされたような状況が今、この近々の世界状況の中で条約として使えるのかどうか、課長のほうの答弁いただけますか。

○議長（長谷川建策君） 建設課長。

○建設課長（佐藤 洋君） お答えいたします。

先ほど言いましたように、契約約款のほうにもこの今、御質問にもございました第25条というスライドという部分がありますので、これは今現在も工事の契約と一緒にこれをお渡しして受注者、発注者とも発行しているところです。

一番気になるのが、このスライド条項に当てはまるのかどうかというのが一番気になる場所とは思っています。私も先ほど言いましたように、大幅な改定があるのであれば、何らかの形でこういった条項を適用するようになるのではないかと、いうふうに思っております。

そうしたところ、大分県の建設政策課から、今週10日に、今、議員の御質問にもございましたように、一番気になる場所で労務単価の改定、それから物価変動によるスライド条項等の適用についてという説明会がございますので、そこでははっきりすると思われ、その内容を十分お聞きして、適切な対応に努めてまいりたいというふうに思われ。

以上です。

○議長（長谷川建策君） 高田龍也君。

○議員（4番 高田 龍也君） ありがとうございます。

見方によってはその業者のことを、議員が公の場でこのように話してるのはどうなのかという話になるかもしれません。ですが、あえて言います。この公共工事や災害復旧工事は、由布市の皆さん、大分県内で令和2年の7月豪雨で災害に遭われた皆さんのことを考えれば、この公の場でしっかりと議論をして、直ちに工事が、災害復旧工事が済むような話をしていけないといけなと私は思っておりますので、この公の場であえて聞かせていただいております。もう批判があれば私はどんどん受け付けますので、建設課長、県のほうにこのように由布市として早目に、早く、災害復旧をして由布市民の皆さんに安心安全を届けたいという思いを県のほうに伝える考えがあれば、4月1日からは建設課長は退職されると話、聞いておりますが、後任の方にぜひ伝えてください。

人手が要るようであれば、私も一緒に行きますので、いつも言ってますが、何かあれば一緒に行きますので、ぜひその後任の方にお伝えください。

本当、早く安心安全な由布市が元に戻りますように祈念して、1つ目の質問を終わりたいと思います。

続きまして、由布市の農政についてです。

これも、原油高で生産資源の肥料や飼料が上がってきてるよということで、前回、議会でもお話をさせていただいて、そしたら農政課のほうに有機肥料、堆肥の作り方等を市報でお知らせしていただいたということで、本当ありがとうございます。

また、新年度予算のほうでも堆肥のほうの予算が上がってきてると思います。イチゴ部会のほうにもそういうお話をさせていただいたということで、本当ありがたい話だなと思います。

ですが、由布市農業のさらなる発展を考えて、農政課さんはいつも動いていただいている。その中で、今回、新年度予算でイチゴの予算、あとネギの予算を見ていただいている、本当ありがたい話だと思います。前回もお話しましたが、ネギのほうは湯布院町の塚原のほうで若手の農業者が来て、結構、広大な農地をやるというお話は聞いてます。本当すごくありがたい話だなと思っております。

先日、田中廣幸議員のほうからは、大分県内の農業の生産額が九州圏内で最下位だったよという話で、県のほうも慌てて緊急対策をされるということで、非常事態宣言をされましたという話。まあ私も農業やっていますが、九州圏内で言えば最下位だと思います。全国で見たときに、どうでしょう、農政課長、大分県の農業ってそんなにやっぱきついもんなんですかね。

○議長（長谷川建策君） 農政課長。

○農政課長（漆間 徹君） お答えいたします。

確かに九州内でいけば、農業産出額というところは最下位ではございます。ただ、全国規模で見ると、二十何番といういわゆる真ん中あたりというところではございます。九州自体がもともと農業の生産圏というところもありますので、九州の中で言えばそういうことになるのかなというふうに思っております。

順位と言うよりは、産出額が3年連続でやはり下がってきているというところが、今回、農業非常事態宣言が出された背景にあるのかなというふうに思っておるところでございます。

以上です。

○議長（長谷川建策君） 高田龍也君。

○議員（4番 高田 龍也君） ありがとうございます。

大分県のほうがそんなふうに心配して、由布市の農業も頑張ろうよねという形で動いているのかなと思うんですが、1つ見方を変えると、生産額って言ったら広大な農地を持って、先ほど、今、課長が言われたように農業が盛んな九州を見たときに、広大な農地を持っている宮崎県、熊本県、福岡も佐賀も大きな農地を所有していると思います。そういうところと中山間地が多い由布市を比べた場合、大分県もそうなんですが、なかなか難しい話かなと思います。

私は、できれば、由布市が農業を考える中で、重点を置いていただきたいのは、農業者の所得率ですね。仮に1,000万円の売り上げがありますよと言っても、その売り上げに対する経費が980万円かかります、上がりは20万円ある。でも、細々と多品目野菜作ってますよとか、花きを作ってますよ、年間の売り上げは500万円です。でもかかる経費は250万円ですって言ったときには、手元に残るのは250万円、どっちがすごいかという話の数字をやっぱりしっかり見て、その由布市のほうは考えていただきたいなとは思いますが、そういうところで前回提案した堆肥を作ったりとか、有機肥料作ったらどうかなという話なんです。

農政課長、あえて聞きますが、由布市内、有機肥料とか堆肥を使って農業をされてる方、またその生産額は少ないけれども、しっかりと農業と自立してやられてる方っていうのはどれほど把握されてますか。

○議長（長谷川建策君） 農政課長。

○農政課長（漆間 徹君） お答えいたします。

具体的な数字でどれぐらいというところは、正直、把握ができていないところではございます。いわゆる販路、販売形態という中で、所得率というのは大きく変わってくるんだと思っております。高田議員おっしゃるとおり、農業所得が上がらなければ、いくら手広くやっても意味がないというふうなことは、私自身も感じておるところでございます。

そんな中で、いかに所得率を上げていくかという一つの方策として、土地利用型であれば、あ

る程度、スケールメリットを利用した形で量を取っていくしかないのかな。もう一つ、イチゴ等、ああいった施設園芸であれば、いわゆる集約化農業という中でいかに限られた面積の中で効率的にやっていくかというところになろうかと思います。生産の部分でのそういった量をいかに確保していくかという——品質も含めてですけれども、ある部分と、あと販路の部分ですね。そこでいかに所得を上げていくか。その両面で考える必要があろうかと思います。

いわゆる農協を通じた出荷というところは、私はそれ自身が悪いとは思っておりません。コロナ禍においてしっかり販路を見つけて売り抜いていただいたというのは、実は農協の強みでもあったのかなというふうに思っております。ただ、それだけで十分なのかというところはやはり考えていく必要があるのかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（長谷川建策君） 高田龍也君。

○議員（4番 高田 龍也君） ありがとうございます。

頑張って農業をやろうという方々の応援はしっかりしてあげたいなと思いますし、農業をすることで自分の息子、娘、孫たちに、農業っていいぞって胸張れるような農業を作っていけるのが一番いいのかなと思いますので、現在、私は農業をやっていますが、言えるかといったらなかなか言えない状況ではあると思います。

ですが、今、そうやって市のバックアップ等がありながら、もうかる農業っていうものを一緒に考えていけるのかなと思います。

そこでなんですが、農業委員会のほうにちょっとお聞きしますが、今、耕作放棄地の再生利用率という形でお話を聞きました。そしたら、由布市のほうには439ヘクタールの耕作放棄地があって、再生率はどれぐらいですかって聞かせていただきました、1ヘクタール。約430分の1。全く再生利用されていないということなんですが、農業委員会局長、これはどのような弊害があってこのように再生率が上がらないとお考えでしょうか。

○議長（長谷川建策君） 事務局長。

○農業委員会事務局長（秦 正次郎君） 再生率につきましては、離農農家の戸数と新規就農者の人数というか、そういう点で、今、現在、農業をしてる方がもう手一杯で、2町、3町作ってる人が4町、5町を作って、もう農業の中でも手一杯で、果たして新規参加者がいきなり農業を始めて2町も3町も作れるのかというときに、水稻に関してはやっぱり難しく、高益収入野菜のイチゴとか、そういうのに転換すればいいんですけども、由布市管内の農業については水稻に依存してる方が多くて、なかなか高益収入野菜に転換できない状況でありまして、荒廃農地が増えつつあるのかなということです。

以上です。

○議長（長谷川建築君） 高田龍也君。

○議員（4番 高田 龍也君） ありがとうございます。

水稻に依存している農業者の一人です。水稻を作ると、とてもいいんですよ、田んぼに水を当てて田園風景がいいとかいうのもすごくありますし、米を作るっていう喜びっていうのは、米農家にとってはすごい、えも言えないいいものが毎年秋にはできるんです。なかなか今、由布市の現状のこの耕作放棄地を見たときに、大概もう中山間地ですね。もうイノシシが入っていて、もうやぶになると。最短で言ったら、もう私が生まれる前から耕作放棄地ですよ、50年近くなくなってるよというところが多々あると思います。

今、農政課長も答弁していただきましたが、農業っていうのは、やっぱりどこかしら利益が上がらないと継続できないよって話になってるのかなと思う。

その中で、由布市のほうで毎年上がってきてる予算で、耕作放棄地があるばっかりにイノシシ、鹿の巣になって、そこに鉄柵をして、経費はかかるんですね。この439ヘクタールがもし農地であればイノシシ、鹿の被害も減るのかなっていう考えもあるんですよ。

そうなったときに、農政課長、1つ提案なんですけど、今、由布市が提案してる分はイチゴだったり、ネギだったり、収益を得られる、高収益を得られるものっていうのを農業として数字にされてると思うんですが、もう収益要らないよ、新しい提案、収益を考えずに、そこが各地域の集まる、人の集まる場としての農地の再生という形が取れないかな。例えば、水田ですよというところがもう荒れて、地目上は水田かもしれないですけども、50年もほったらかしてやぶになってますよね。そのやぶを再生するに当たって、収益が上がらないからやぶになってる。だったら収益が上がらなくても農地として再生できるような、由布市の環境課ですかね、コスモスいっぱい運動とかやってますんで、そういうような農地にコスモス植えるとか、そういうような形で、先ほど市長が言われたように観光地の、観光がメインでコロナ禍後の再生をやっていこうという話がありますので、イメージしていただきたいんですけど、中山間地の山のほうでコスモスがいっぱい咲いてるとか、花が咲いてるとかなると、それだけでも観光名所になると思うんですけど、そういうような農政課からの提案というのはどうでしょう、できないものですかね。耕作放棄地の再生という観点からの提案はどうでしょうか。

○議長（長谷川建築君） 農政課長。

○農政課長（漆間 徹君） お答えいたします。

農政課として、やはりその生産基盤である農地をいかに効率的に利用するかっていうところが片方であるというふうに思っております。

もう一方では、農業振興ではなく、常々言っている農村振興という観点から、今、議員がおっしゃったようなその活用の仕方っていうのはあるのかなというふうに思っております。じゃあ具

体的に何っていうところは持ち得ていないんですけれども、いわゆる農村振興という目線の中でそこを活用していくというのは、行政のほうからこうなさいと言うよりかは、地域で醸成をしていくものだというふうに思っております。例えばまちづくり協議会等々もございますので、そういった中で地域を活性化するためのそういった提案というところがいただければ、そのお話は聞けるのかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（長谷川建策君） 高田龍也君。

○議員（４番 高田 龍也君） ありがとうございます。

そうなんです。課長が言われるように、私たちは議員が言ったりとか、行政が言ったからこういうことやってくれっていう話は、自分で言っておいてすごくおかしな話やなと思っております。地元からの声を、自分の地域をこういうふうにしたんや、しようとしたときに、じゃあこういう手立てがありますよ、こういうことしたらどうですかっていう話をすることによって、耕作放棄地っていうのは減っていくのかなと思います。農業委員会のほうでもどうでしょうか、そういうような、もし提案があった場合には前向きに、一緒に地域を活性しながら農地を活性していくっていう考えを持てるものでしょうか。

○議長（長谷川建策君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（秦 正次郎君） 荒廃農地が増える中、今、議員の言われたように、コスモス等の栽培というか、景観作物について大変いいことだと思うんですけども、やっぱりはっきり言って、荒廃農地になったところのそういうコスモスを植えながらそこに公園的なものを造るとかいう地域も実際ありますけども、農振地域であったり、いろんな問題がありますので、そういうところはそういう手順を踏んで景観作物等に取り組んでいただけると助かるなと思っております。

以上です。

○議長（長谷川建策君） 高田龍也君。

○議員（４番 高田 龍也君） ありがとうございます。

なかなか一般市民の皆さん、行政の手順ていうの、知らないことが多いですね。何かそういう相談があればこういうふうにしたほうがいいよという、寄り添って話をしていただけると大変助かるなと思っておりますので、今後、そういう話があれば、ぜひ由布市が他市に向けて、こういう耕作放棄地再生があるよという新しいモデルケースになるんじゃないかなと思いますので、ぜひ、農政課長、大分県のほうからの出向ということではありますが、由布市はこんな面白い農業者がおって、こういう面白い地域があるんだよという新しい事例になるんじゃないのかなと私は思いますので、もし仮にそういう話があれば、農業委員と農政課上げてお話を聞いていただきたいと思

いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

これで、次の質問に移りたいと思います。よろしくお願ひします。

続きまして、2番、3番なんですけど、財政と経済活動についてなんですけど、先ほど市長からの答弁で、コロナ禍後の経済活動は例としましてということなんですけど、観光を主軸において予算配分を、新年度予算で配分されておるということなんですけど、コロナ対策というのがメインでやっぱりいろいろ出てきてるんだなと思ったんですけど、新年度予算でコロナ対策等を見たときに、一度由布市のほうでやってきた事業がまた改めて出てきてるということは、由布市の市民の皆さんからすごくいい評価をいただいた予算の措置だったのかなと思っております。

由布市のほうがコロナ対策事業として行いました、中小企業のほうに補助金出したりとか、5千人宿泊割等がありましたけど、執行率のほうで話をちょっとお聞きしたいんですけど、中小企業に対して20万円やったですかね、補助金を出した分に関して、組んでた予算に対してどの程度の歳出があったか、ちょっとお聞かせ願ひえますか。

○議長（長谷川建策君） 商工観光課長。

○商工観光課長（古長 誠之君） 商工観光課長です。お答ひいたします。

令和3年度現年度の中小企業の事業者に対する一時的な交付金ですね、給付金に関しましては、予算に対して執行率85%が、現在の実績額となっております。

○議長（長谷川建策君） 高田龍也君。

○議員（4番 高田 龍也君） ありがとうございます。

予算に対して85%の執行率と言いますと、仮に2,000件来るであろうと考えたときは2,500件分の予算を取っという……2,000件かつかつのその数字で予算を取ってるわけではないんですよ。それでも85%っていうことは、予想されてた数字に近いものが執行できたという話だと思います。ということは、もう由布市の中小企業の皆さんにとってはすごくありがたい予算措置であったんだろうと思います。

また新年度予算でそのようなまた予算措置をしていただけるということは、本当ありがたいと思っております。

もう1つなんですけど、5千人宿泊ですかね、前年度予算もやって、新年度でもやるようになってますが、これの執行率はどうだったでしょうか。

○議長（長谷川建策君） 商工観光課長。

○商工観光課長（古長 誠之君） 商工観光課長です。お答ひいたします。

実績額といたしまして5,586万1,610円でありますので、6,900万円分に対して5,586万1,000円という、実質的な事業費分に関しましてはそういう状況の決算額になっております。

○議長（長谷川建築君） 高田龍也君。

○議員（４番 高田 龍也君） 今の話で、事業費ということは、それに対する諸経費も入ってるんで、実行されたその5,000人に対して、5,000人分の宿泊応援キャンペーンをされたのかな、ちょっと疑問符が起こるかなと。ちょっと手元に私、皆さんに出してない資料があるんですが、実際、5千人宿泊応援キャンペーンで3,700人弱の皆様は宿泊をいただけてます、本当ありがたい話だと。先ほど市長も言われてましたように、波及効果というものはすごく大きかったのではないのかなと思っております。

ですが、5千人宿泊応援割とうたっておきながら3,700人ぐらいしか来てないですね。残りの1,300人はどうして受け入れができなかったのかなと思うんですけど、その点、これ、予算の歳出の分野なんでちょっとお聞きしたいなと思うんですけど、1,300人分、どうして来なかったのか、教えていただけますか。

○議長（長谷川建築君） 商工観光課長。

○商工観光課長（古長 誠之君） 商工観光課長です。お答えいたします。

5千人宿泊割というふうにうたっておりましたけれども、5,000人ということが一定の目安というわけではなく、ある程度、どういけばいいんでしょう、キャッチフレーズ的な部分で5千人割という形のうたいをしておったところであります。

現実的には2万円上限の70%補助という破格のその内容であったわけですけども、人数的な部分で言いますと、5,000人分の予算ということにはならなかったわけだったと思います。キャッチフレーズとして5,000人ということと言ったのは、御了解をいただきたいなというふうに思っております。

その人数に関しましては、一応キャンセルがかなりの人数出ました。実績からいきますと、キャンセルが843人分、当初3日間でパンクしたような状況があったんですが、その後にキャンセルというふうな状況の中で決算がこういうふうな状況になっているという結果でございます。

○議長（長谷川建築君） 高田龍也君。

○議員（４番 高田 龍也君） ありがとうございます。

800人もキャンセルが出たら、なかなか難しいのかなと思うんですけど、数字、1,300人の残りに対して800人ということは結構な数のキャンセルが、もともとあと500人おればよかったんだろうなという話なんですけど、実際、その先日来ですかね、坂本議員もこれについてちょっとお話はされてたと思うんですが、私はいろんな由布市内の宿があるので、市長も言われたように、それはお客様が選ぶ話だと思っています。好きなところを選んでいただいて、いろんなところに行ってもらえればいいのかと、私はそれは坂本議員の質問がおかしいと言うつもりはありませんが、市長が答弁されたことっていうのは一般的な社会通念上、当たり前の話かなと

思います。

ですが、これ、由布市の予算で応援割をしているところだと思います。由布市税の平等な分配と考えた場合には1か所の旅館に集中する、それはその旅館がいいからだよという話になるかもしれませんが、由布市内に旅館ってどのぐらいあるんですかね。宿泊施設ってというのは。

○議長（長谷川建策君） 商工観光課長。

○商工観光課長（古長 誠之君） 商工観光課長です。お答えします。

由布市内の宿泊施設というふうなくくりで言いますと、およそ371施設。これ、保健所のほうに届けられてる旅館、ホテル、簡易宿所、民泊等を含めて371というふうに把握しております。

○議長（長谷川建策君） 高田龍也君。

○議員（4番 高田 龍也君） 約380近い施設があるという話なんですけど、もう1つ、その資料になんですが、今回、その応援キャンペーンで3,800名の方々が宿泊されたということなんですけど、宿泊された施設ってというのが1,117施設なんです。由布市内の施設の半分に届いてないと思うんです。これって、お客様が選ぶ話だと思うんですけど、宿泊施設によって1泊5万円もするところもあれば1泊5,000円のところがあると思います。由布市税で執行した予算の平等な配分と考えたときには、上限額、1施設に対して10万円としとけば、1泊5万円のところは2名までだよ、1泊5,000円のところは10人泊まれますよというふうに提案するべきではなかったのかなと思うんですけど、この事業を、これは商工観光課が受付したんですかね。ちょっとどうだったか覚えてないんで、教えてもらえますか。

○議長（長谷川建策君） 商工観光課長。

○商工観光課長（古長 誠之君） お答えいたします。

この事業に関しましては、まちづくり観光局のほうに委託をして、実行させていただいた事業となっております。

○議長（長谷川建策君） 高田龍也君。

○議員（4番 高田 龍也君） 行政がしてないという話ならば、まちづくり観光局がしたということで、そういうことならば、なおのことそういうような予算の執行の提案をするべきだったんじゃないのかなと思うんですけど、また新年度予算でこの5千人宿泊応援割がありますが、これはどのように、前回と同じような事業形態でやるのか、お聞かせ願えますか。

○議長（長谷川建策君） 商工観光課長。

○商工観光課長（古長 誠之君） お答えいたします。

今回、令和4年度でお願いをしている事業、ゆふ泊のキャンペーンということで、名前も変えておりますが、5,000人という規模は同等の規模で考えております。

事業の組立てといたしましては、前回、令和2年度で実施した分でありますけれども、この辺の反省に立って、極力多くの、5,000人をキャンセルで失わないようなことを前提に、5,000人という規模を由布市内の市民の皆様限定した形で実施したいというふうを考えております。

それから、先ほどの事業の関係ですけれども、事業そのものの組立てというのは由布市市役所の商工観光課の中で考えさせていただいて、その事業を委託したという形にはなっております。付け加えさせていただきます。

○議長（長谷川建策君） 高田龍也君。

○議員（4番 高田 龍也君） ありがとうございます。

市長がコロナ禍後の由布市の再生を考えたときに、経済の再生を考えたときに、観光がメインでやっていくということで、またこの予算措置が取られておりますし、由布市の観光が元気になれば農政も頑張れるかな、一般の企業の方も頑張れるのかなと思います。

ですが、前回のような予算の執行では偏りが起きる、起きたかなと私のほうは思うんですね。平等な予算分配ではなかなか難しかったのかなと思いますので、ぜひそのような、各施設にも平等に分配できるような予算の措置をしていただきたいなと思います。

ましてやまちづくり観光局のほうにはこれに対して、この事業をやっていたことによつて、予算が下りてましたね、別口で、人件費等で下りていたと思うんですが、決算書を見たらあったんですが、それが悪いとは言いませんが、今、そのように商工観光課長が言われたように、行政のほうでできることはしっかりやっていただいて、しっかりと由布市の観光が皆さんに波及して、皆さん、コロナ禍ですごく困ってますので、いろんなところに波及できるように予算の措置をしていただきたいと思います。お願いいたします。

あと、いろいろ質問したいことは多々ありますが、今回はこれでしときたいと思います。また商工観光課長、予算が執行していく中で、次の議会するとき、どのような状況であるかとかいう形で説明を聞きたいなと思います、ぜひよろしく願いいたします。

観光が由布市のコロナ禍後の経済の再生につながると私も思ってますので、ぜひ皆さんで由布市を再生していけたらなと思ってます。よろしく願いいたします。

それでは、最後にですが、毎回、私、3月議会では退職される職員の皆さんに一言だけませんかという話をいつもしてるんですが、今、議会事務局長とか下向いてますし、次長も下向いてますんで、あんまり言わんほうがいいのかなと思いますが、代表されて議会事務局長、どうでしょう。あと残る後輩の職員の皆さん、私も行政の片輪として頑張っていきますので、そういう私のような議員にも一言贈る言葉をいただければと思います、議会事務局長、一言お願いいたします。

○事務局長（馬見塚量治君） 議会事務局長です。突然の御指名でございます。

また定例会最終日の本会議終了後に、退職する管理職員については御挨拶の機会を設けさせていただきたいと思っておりますので、その場で改めまして激励なり、いろいろ苦言なりはあるかわかりませんが、申し上げたいと思っておりますので、そのときまで楽しみに待っていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（長谷川建策君） 高田龍也君。

○議員（4番 高田 龍也君） ありがとうございます。

教育次長、今、局長が言われたのであえて聞かない方がいいのかなと思ってますが、教育次長も先ほどお話したときには心構えがあるようでしたので、一言お願いできますか。

○議長（長谷川建策君） 教育次長。

○教育次長兼教育総務課長（衛藤 誠治君） 教育次長でございます。

先ほど高田議員よりそういったお言葉をいただきましたので、大変会議中で失礼とは思いますが、若干答えを考えておりましたが、今、議会事務局長が答弁いたしましたとおり、最終日にまた皆さんでそういった場を設けていただくという形となっておりますので、そのときにまたお話をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（長谷川建策君） 高田龍也君。

○議員（4番 高田 龍也君） ありがとうございます。なら、最終日、楽しみに待っております。

せっかく中継が入ってますんで、皆様に、御家族に、お父さん出たよとかいう話ができるといかなと思ってて、ちょっとあえていつもこの場を借りて聞いています。

ですが、本当、今年度で退職される職員の皆様、この場にはいない方も多々いらっしゃいます。本当大変お世話になりました。由布市をさらなる発展するためにも、退職されてもアドバイス等を今、局長が言われたように苦言はとても宝になりますので、苦言のほうもしっかりといただきたいなと思っております。本当お疲れさまでした。ありがとうございます。

これにて、高田龍也の一般質問を終わりたいと思っております。ありがとうございました。

○議長（長谷川建策君） 以上で、4番、高田龍也君の一般質問を終わります。

.....

○議長（長谷川建策君） ここで、暫時休憩します。再開は13時ちょうどいたします。よろしくをお願いします。

午後0時05分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（長谷川建策君） 再開します。

次に、10番、太田洋一郎君の質問を許します。太田洋一郎君。

○議員（10番 太田洋一郎君） 10番、太田洋一郎。議長の許可をいただきまして、一般質問させていただきます。

一般質問に入る前に、ロシアによるウクライナ侵攻、非常に由々しき事態とっております。これは断固として阻止をしないといけない。一昨日のニュース映像の中に、1歳半の男の子がミサイルの被害によって頭部を損傷し、病院に運ばれ、救急救命したんですけど、助からなかったというニュース映像がございました。これうちの孫と同じぐらいの年代の男の子ですけど、その映像を見るときに非常に歯がゆいというか。やはり戦争で被害に遭うのは罪のない一般市民なんだということを改めて感じさせられて、非常に腹立たしい思いがいたしました。由布市議会としてもロシアに対するウクライナ侵略に対する抗議をするというふうなことで決議をするというふうに言われております。ぜひともこれは早急に成立させて国のほうにしっかりと届けていただきたいというふうに思っております。本当に戦争というのは起こしてはならないというふうに思っており、本当に心痛い思いで日々テレビをつけるとコロナとウクライナの問題と、非常に腹立たしいところをしっかりと訴えながら一般質問に入らせていただきます。

通告に従いまして、1点目でございます。新たな財源について。

自然災害や新型コロナウイルスの影響により財政状況がひっ迫する中、財源確保が急務と考えております。新たな財源の取組はどのようなふうになっていますでしょうか。

2点目、ラックホール（公民館）の利用についてです。

これ昨年の12月の定例会でも質問いたしましたけれども、やはりいろんな方々の意見を伺いながら使い勝手のいい、さらに愛される公民館にしたいという答弁をいただいたんですが、その後も利用者の方から以前と変わらず利用しづらいという声を聞きます。どのような改善策を講じられたのか。また、今後の対応をどう考えるかお伺いいたします。

3点目でございます。水源周辺のメガソーラー計画について。

湯布院町の並柳地区の水源地周辺に計画されているメガソーラー計画に対して、水道水源保護審議会により水源に影響があるか否かという審議がなされておりますが、ある程度方向性が示されてきたのではないかと考えております。進捗状況をお伺いいたします。

4点目でございます。隣接する他自治体に設置されるメガソーラー計画についてでございます。

湯布院町川西ユムタ高原に隣接する、これは玖珠町になるんですけども、設置が進むメガソーラー計画ですが、災害等の影響を受けるのは由布市であると考えます。当市として、玖珠町及び事業者と協定等具体的な取り決めを結ぶ必要があるというふうに考えますが、いかがでござ

いでしょうか。

追加通告でございます。

今議会に提出された農業委員会の委員の任命について、令和4年2月24日に可決されましたが、委員11名中女性の委員は1名のみとなっております。国の方針として、令和2年12月に閣議決定された第5次男女共同参画基本計画では農業委員に占める女性の割合を早期に20%とし、さらに令和7年度までに30%を目指すとされていますが、由布市としてはどのように取り組むお考えでしょうか。

これ実は、当日議決する前に、質疑で聞こうと思っていたんですけど、ちょうど局長おられなかったもので、今回質問取り上げさせていただきました。すみません。

以上、5項目により質問させていただきます。なお、再質問はこの場で行わさせていただきます。お願い致します。

○議長（長谷川建策君） 市長。

○市長（相馬 尊重君） それでは、10番、太田洋一郎議員の御質問にお答えいたします。

新たな財源の取組についてお答えいたします。

昨年6月より10の課で構成するプロジェクトチームを立ち上げ、歳入確保方策の現状や取り組み方針、実行に向けたスケジュールなど協議し、11月に持続可能な財政構造の構築に向け、市税収入の確保や受益者負担の見直しなど、5つの体系に16項目を盛り込んだ由布市財源確保実行計画をとりまとめたところです。

新たな試みとしましては、宿泊税の導入、または入湯税の超過課税の導入、使用料及び手数料の改定、ネーミングライツの導入、不燃及び資源ごみ袋の有料化、公用車の広告掲載などを掲げております。

この計画の中で、すでに取組を開始しているものもございます。

ネーミングライツの導入については、対象施設を「はさま未来館文化ホール」を選定して、応募がありました市内企業との契約調印式を2月7日に行ったところでございます。今年4月1日から3年間の契約を締結したところです。

また、基金の一括運用として、令和2年度末より引き続き、債券運用による収益向上を図っているところです。

このほか、ふるさと納税サイトのさらなる拡充に向け、準備を進めていることや、使用料・手数料の根本的見直しに向けて、見直し基準の策定を今年度中に行うことといたしております。

各財源確保の方策については、取組スケジュールに基づき、令和4年度に新たに設置いたします財源改革推進課が司令塔となり、関係課と連携して、実行していきたいと考えているところです。

以上で私からの答弁は終わります。他の質問は教育長、担当課長より答弁をいたします。

○議長（長谷川建策君） 教育長。

○教育長（加藤 淳一君） 教育長でございます。

ラックホール（公民館）の利用についての御質問でございますが、令和3年4月1日にオープンし、令和4年1月末までに1万6,002人の方の御利用をいただいております。令和3年第4回市議会定例会において回答いたしましたとおり、いつでも誰でもが使い勝手のよい、愛される公民館を目指し、利用者の皆様からまた公民館運営審議会委員より様々な御意見を伺い、改善できるところは改善をしてきたところでございます。

今後の対応につきましては、利用団体等からの御意見を伺いながら、また、ラックホール入口に設置しております御意見箱により、各利用者皆様からの御意見等の把握に努め、改善等の検討をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（長谷川建策君） 水道課長。

○水道課長（大久保 暁君） 水道課長です。水源周辺のメガソーラー計画についての御質問ですが、由布市では安全で良質な水を安定的に確保するため、その水源を保護するために必要な措置を講じ、もって市民の生命及び健康を守ることを目的に由布市水道水源保護条例を平成27年12月22日に制定し、水源保護区域内において、規制対象事業に該当するか否かを判定しています。

湯布院町並柳地区の水源地周辺の開発につきましては、昨年12月24日に本年度2回目の水源保護審議会を開催し、審議されております。水道法並びに由布市水道水源保護条例の趣旨の通り、現在審議中でありますので、審議会より意見がなされましたら、方向性を検討してまいります。

以上です。

○議長（長谷川建策君） 都市景観推進課長。

○都市景観推進課長（一法師良市君） 都市景観推進課長です。

隣接する他自治体に設置されるメガソーラー計画について、玖珠町及び事業者と協定等具体的な取り決めを結ぶ必要があると考えるがどうか、との御質問ですが、御指摘の太陽光発電施設につきましては、本市といたしまして河川放流への許可、林地開発許可に関する手続きに関与しており、本市の自然環境と再生エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例の対象とならない施設でございます。このため、令和元年第3回定例議会において、太田議員より御指摘のございました環境保全に関する協定の必要性につきましては、答弁をいたしましたとおり、環境基本計画に基づく環境保全に関する協定書について当該事業者と協議を行ったところでございます。

これにより、当該事業者と市内関係者との同意、覚書などについて改めて確認をしているところでございます。

また、御指摘いただきました災害の影響につきましては、防災の観点から玖珠町との情報共有の手段、あり方などについて協議をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（長谷川建策君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（秦 正次郎君） 農業委員会事務局長です。

今議会に提出された農業委員の任命について、令和4年2月24日に可決された委員11名中女性委員1名のみとなっている。国の方針として令和2年12月に閣議決定された第5次男女共同参画基本計画では、農業委員に占める女性割合を早期に20%とし、さらに令和7年度までに30%を目指すとされているが、由布市としてどのように取り組むのか。市としての方針、考えはどの御質問ですが、議員の御指摘のように、令和2年12月25日の閣議決定を受け、農林水産省経営局より第5次男女共同参画基本計画における女性登用の推進に向けた具体的な取組について通知がありました。由布市といたしましても、第3期由布市農業委員会委員の公募を昨年12月1日から本年1月7日までの間に由布市のホームページや自治委員文書等で女性委員の積極的な応募を促したところです。

今回、自治委員の推薦、ウーマンアグリネット等の推薦で、農業委員に女性3名の応募があり、農業委員会委員選考会を開催し、このたび女性農業委員1名を含む11名に決定したところです。

次期の令和7年の第4期の公募に向けて、国が示す農業委員登用の推進のために、取組計画を策定し、女性委員の応募を積極的に呼びかけたいと思っております。

以上です。

○議長（長谷川建策君） 太田洋一郎君。

○議員（10番 太田洋一郎君） それでは、再質問に入らせていただきます。

まず、今、お答えいただきました農業委員でございますけれども、これ令和7年というふういうたわれておりますけれども、そう考えると次の改定といいますか、役員を変えるときに最後のといいますか、そのときにある程度言ったような2割から3割というところを実現する必要があるというふうに思うんですけれども。具体的に、市報等でPRをしたとしても、なかなか集まらないという現状の中で、例えば地域割りであるとかそういったところのお願いをする場合にも女性の委員の方を何とか出してくれんだろうかとというふうなお願いも含めて、何か具体的にどのように進めていくか再度お答えください。

○議長（長谷川建策君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（秦 正次郎君） このたびの農業委員会の改選で農業委員3名の公募があ

りましたけれども、農業委員11名中過半数を認定農業者にお願いするというふうな内容がありますので、そういう中の選考会でしたので、九州農政局からの調査の中で女性の委員の登用について、いい意見がないかという中で、実際家族の同意とか認定農業者の奥さん辺りでもなりやすいような規則というか規約というか、そういうのを改正していただけないでしょうかということ、由布市の農業委員会からアンケートですけれども九州農政局のほうにお願いをしたところで

○議長（長谷川建策君） 太田洋一郎君。

○議員（10番 太田洋一郎君） ぜひとも九州農政局を通じてでもそういったことが取り組めるようにルールの変更であるとかそういったことをまた、たびたび申し入れていただきながら、より女性の委員が入りやすいようなそういう仕組みをしっかりとバックアップしていただきたいというふうに思っております。次の改定まで何とか政府の閣議決定に沿うような形で3割という部分をしっかりと目指していただきたいというふうに思っております。

次にまいります。新たな財源でございます。今、由布市では新たな財源に向けて、非常に多彩な取組をされているというふうなことを先ほど市長が申されておりました。財源改革推進課というのが来年度から設置されて、より財源確保に向けて進んでいくというふうなことで今回伺いました。

由布市財源確保実行計画の中にいろんな計画が盛り込まれていると思いますけれども、1つお願いしたいのは、市民に対して負担をなるべく強いるようなことにはしていただきたくないというふうには思っております。今回一般質問に際しまして、一般質問の資料として提出しました。こちら岡山県の美作市というところが昨年の12月の定例会で議決をいたしまして、12月12日に公布をしておりますけれども、事業用の太陽光発電パネルに対して1平方メートル当たり50円の税金をかける太陽光パネル税というのを導入しております。美作市の試算では、大体1億円から1億円ちょいぐらいの税収が見込めるのではないかとというふうなことでございます。私も今由布市内で既に発電しているところであるとか、計画中であるとか、そういったところ、並柳の水道水源の分は入れておりませんが、計算していくと大体4,300万円から4,800万円ぐらい、5,000万円弱ぐらいの税収になるのではないかとというふうにざっくりした試算ですけれども、出させていただきました。そういった中で、これは誤解していただきたくないのは、太陽光発電といいますか、メガソーラーを呼び込むのではない。ただ、できてしまった以上は、こういった税金もあるのではないかと。もちろんこれは総務大臣が最終的に許可をするかしないかは別ですけれども、こういったことに対しての準備をする必要があるというふうに思いますが、副市長いかがお考えですか。

○議長（長谷川建策君） 副市長。

○副市長（小石 英毅君） 今、太田議員から事業用発電パネル税、こういったものも財源の確保としてあるんじゃないかという御指摘でございます。いろんなことも挙げられまして、今、財源検討委員会の中で決めたのが、例えば入湯税の超過課税とか、宿泊税はどうかなといったようなところは検討しましょうという方向になっているんですけど。何でそういうふうになっているかと申しますと、特にそれは目的税でございます。宿泊税や入湯税辺りであれば、どういう目的で使うんだというのに対しては明解な目的が出ていると。この事業用発電パネル税、これも法定外の目的税ということでございますけど、この目的の内容が防災対策、生活環境対策、自然環境対策とこうございますが、例えば太陽光発電を設置した事業者が設置したことに対しての例えば防災対策だとか、生活環境につきましては、当然許可の段階、申請の段階でそれをクリアして許可を得ているという部分もございますので、こういった税に対しての導入につきましては、そういったところをよく考えながら、慎重に研究しないといけないんじゃないかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（長谷川建築君） 太田洋一郎君。

○議員（10番 太田洋一郎君） 今、副市長が御答弁いただきましたけれども、設置業者がある程度の責任を負っていると。計画にもしっかりとそれが盛り込まれているということでございますけど、例えば、塚原に設置されているメガソーラーの工事に関係して、去年の雨で被害が出たと。下流域の水路が土砂で埋まって溢れてしまったというふうなこともございます。ですから、防災対策をしっかりとやっているとか、自然対策をしっかりとやっている、自然環境対策をしっかりとやっていると言いながらも、やはり計画以上の想定をした場合にはある程度のことが起きることは想定しなければいけないというふうなこと。そしてまた、発電が終わった、終了した20年後にそのまま放置されるというふうな危険性も出ております。これは一応国のほうでちゃんとその費用を積み立てなさいよというふうなことで言われておりますけれども、どういうふうな状況になるか分からないというところもあって、将来に備えるという意味合いでも生活環境も含めて、これはこういった税を導入して、目的税としてしっかりと確保するということも必要ではないかなというふうに思うんですが、市長、いかがでございますか。

○議長（長谷川建築君） 市長。

○市長（相馬 尊重君） お答えいたします。

1つの新しい財源確保の材料にはなると思いますが、先ほど副市長が答弁しましたように、いろんな角度から慎重に検討する必要があるし、これが国のほうが許可するかどうかそういった状況。また、全国の状況等も十分考慮しながら検討をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（長谷川建策君） 太田洋一郎君。

○議員（10番 太田洋一郎君） ぜひとも財源改革推進課の中でしっかりとこういったことも含めて検討していただきたいというふうに思いますが、総務課長、いかがですか。

○議長（長谷川建策君） 総務課長。

○総務課長（佐藤 正秋君） 総務課長です、お答えいたします。

様々な議論の中で今度は新しい部署もできますので、そういった部署が司令塔となってしっかりとした議論を進めていきたいというふうに考えております。よろしく申し上げます。

○議長（長谷川建策君） 太田洋一郎君。

○議員（10番 太田洋一郎君） ぜひともこの太陽光パネル税だけではなくて、全国でいろんな取組が進められているというふうに感じております。そういった全国の取組を含めて、しっかり財源改革推進課の中で協議といいますか、議論していただきたい。そしてまた、由布市の財源を少しでも積み増すといいますか、そういったことに対して、また一昨日の議会の中でも一般質問の中でもありましたけれども、また南海トラフというふうなことも踏まえながら、地震であったり豪雨災害であったり、それに振り回される昨今でございますので、しっかりと自主財源の確保というところは。もちろんこれは私が言うほどのことではない、市長もしっかりとそのことは考えられていると思いますけれども、担当課が非常に財源改革を推進するという課ができるわけですから、ますますしっかりと研鑽を積んでいただいて、何とか実効性のあるものを見出していきたいと強くお願い申し上げます。

次にいきます。水源周辺のメガソーラー計画でございます。これ、聞くところによると、ある程度の方向性は出たのではないかと、水道水源審議会のほうで。そのところは、課長、何かお伺いされていますか。

○議長（長谷川建策君） 水道課長。

○水道課長（大久保 暁君） 水道課長です。昨年12月24日に2回目を行っておりますけど、まだ審議中でありまして、まだ結果は出ていないような形になっております。

以上です。

○議長（長谷川建策君） 太田洋一郎君。

○議員（10番 太田洋一郎君） まだ結果は出ていないというふうなことでございます。私もいろいろ調べましたらまだ結果は出ていないというふうなことでございますけれども、ただ、委員さんの中には、もうそんなに引き延ばさずにこの計画は無理ですよということを答えられたらどうですかと、答申されたらどうですかという声もあるかのように聞き及んでおります。そういった中で、市長にお伺いしたいのは、もし、仮にというか、この水道水源保護審議会が今回の計画は適さないという答申をいただいたならば、市長としても毅然とした態度でこの計画はだめで

すということは言っていただけますでしょうか。

○議長（長谷川建策君） 市長。

○市長（相馬 尊重君） まだ検討中ですので、その結果について今の段階で申し上げるのは適切ではないと思いますけれども、その審議会での意見というのは十分尊重していきたいと考えております。

○議長（長谷川建策君） 太田洋一郎君。

○議員（10番 太田洋一郎君） ぜひとも答申に沿って、毅然とした態度で対応していただきたいというふうに思っております。これ1つ聞きたいんですけれども、水道課長、今の水源抑制区域、市内にありますけれども、その区域、今回網をかけていますよね、並柳だけではなくて。その水道水源保護区域というのがどのくらいの市有地としての率か。要は、市として市有地として確保しているかっていうのは大体何%ぐらいか分かりますか。

○議長（長谷川建策君） 水道課長。

○水道課長（大久保 暁君） 水道課長です。お答えをします。

地域を設定はしておりますが、ちょっと何%というふうな形の数値はちょっと出していないという状況です。

○議長（長谷川建策君） 太田洋一郎君。

○議員（10番 太田洋一郎君） 100%ではないということは確かでございますですね。これ、やはり市民の安心安全、先ほど首藤議員も言われておりましたように水道水っていうのは非常に人々にとっての生活に直結する、生命に関わる問題でございます。今回のように開発計画が抑制区域に広がっていくというふうなことも踏まえますと、やはり水道水源の保護区域というのは定めた以上はそれは市有地化する必要があるというふうに思いますが、将来的にそういった動きはいかがでございましょうか。

○議長（長谷川建策君） 水道課長。

○水道課長（大久保 暁君） 水道課長です。

水源保護区域につきましては、表流水につきましては、取水区域と半径200メートル以内。それと、深井戸につきましては、深井戸から半径2キロ以内というふうな形で範囲が広くありますので、今のところは現状のままで維持というふうな形で、市では購入というふうな部分はまだ今のところ話が出ていないところです。

○議長（長谷川建策君） 太田洋一郎君。

○議員（10番 太田洋一郎君） これ、ぜひ検討していただきたいんですけれども、将来にわたってこういう計画がまた持ち上がるというふうなことも考えられます、想定されます。そういった中で、やはり市有地として確保するというを少し前向きに検討していただきたいというふ

うにと思いますが、いかがでございますか。

○議長（長谷川建策君） 水道課長。

○水道課長（大久保 暁君） 水道事業で購入しますと、やはり水道事業は独立採算制というふうな形になってまいりますので、やはりそこら辺は利用者の部分の料金のほうにも跳ね返ってくるというふうな形も考えられます。そういう部分を踏まえながら、土地の取得とかいうのは十分な協議が必要じゃないかなと思っております。

○議長（長谷川建策君） 太田洋一郎君。

○議員（10番 太田洋一郎君） 確かなかなか難しいという部分はあると思いますけど、これ先ほども申しますように、市民の安心安全と、生命に直結する問題でございます。今回並柳の水源地の抑制区域の中にこういう計画が持ち上がるということで、特に湯布院の盆地の中の方々非常に心配しております。そういった中で、やっぱり安心安全の確保ということは最終的には市として市有地として確保すると、ここだけではなくて。そういったことも、いろんな形で確保する方法があると思うんですけども、その辺のところも含めて、今後検討していただきたい、検討する材料としていただきたいというふうにと思いますが、市長いかがでございますか。

○議長（長谷川建策君） 市長。

○市長（相馬 尊重君） お答えします。

どれぐらいの比率で市の土地があるのか、民有地があるのか、ちょっとまだ把握できておりません。財政的な面、そういった部分も考える必要があるし、また、購入することだけではなくて、民有地であれば売買のときに市に届け出を出していただきとか、そういった方法もいろいろあるかと思っておりますので、いろんな角度から検討は必要だと思います。

○議長（長谷川建策君） 太田洋一郎君。

○議員（10番 太田洋一郎君） 以前湯布院町の川北水源のその上流域で森林伐採が行われたと。それに伴って水量がかなり減ったと、急激に減ったというふうな状況もございました。そういったことも踏まえまして、先ほど市長おっしゃったように、いろんな角度で検討していただきたいというふうに思いますし、ぜひとも市民の安心安全を守るという観点から、しっかりと検討していただきたいし、また協議もしていただきたいというふうにお願いを申し上げて、この質問を終わらせていただきます。

次でございます。隣接する他自治体に設置されるメガソーラーでございますけれども、これ課長、大変申しわけないんですけど、僕はもうとっくの昔にこれはもうできていたんかなというふうなことを思っていたんですけど。例えば、施設内で火事が起こるといった場合に、じゃあ玖珠の消防署が来るのかと、玖珠町の消防団が来るのかというふうなことになるんですよ。やはり1番隣接するのは湯布院町でございますから、湯布院町のじゃあ消防団が行くのかとか、例えば、

消防署はどちらが行くのかとか、そういったことも含めて、いろんな懸念されるところがあると思うんですね。そこのところを玖珠町及び事業所とちゃんと協議をしていただきたい、そして取組をしていただきたいというふうに思うんですが、いかがでございますか。

○議長（長谷川建策君） 都市景観推進課長。

○都市景観推進課長（一法師良市君） 令和元年のときに同趣旨の質問を議員よりいただいておりまして、今回につきましても同じこちら側として何ができるのかといいますか、どうすべきなのかという点について、期間が短かったんですけど、協議をさせていただいたところでございますが、実際のところ現状でも消防間、日田玖珠消防と由布消防の間には様々な取り決めもございまして。しかしながら、実際のところ具体的にこの件について協議がなされていないといいますか、当時多分話をしていないんだろうと思っております、業者に対する法的な権限というものは我々有していないところではございますけれども、少なくとも行政間の情報共有などについては先ほどお答えしましたとおり、はっきりしたものは持つておく必要があるということでございまして、ちょっとスタートが遅かったといいますか、この質問いただいてということでございまして、具体的に玖珠町のほうと話をしたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（長谷川建策君） 太田洋一郎君。

○議員（10番 太田洋一郎君） ぜひとも早急に玖珠との協議をしていただきたいというふうに思います。由布市の場合には、再エネ条例等がありまして、非常に厳格にこのコントロールをされるといいますか、そういった条例がありますけれども、玖珠の方に聞くと、知り合いに町議会議員がいるんですけど、あんまり眼中にないというか、問題意識があんまりないのかなというふうには思っております。もちろん、玖珠町から見るところではありませんので、特に関心が薄いのかなというふうには思っております。その辺の温度差もありながら、やはり昨今の自然災害等を含めて、非常に、あれだけの規模が受け皿になって、例えば雨水を下に流すわけですから。いくら溜桝があるとしても、あれだけの面積の受け止めた雨水をそこでしっかりとコントロールできるというふうには思っておりません。一応、ルールとしてこれだけの規模の溜桝を作りなさいよというところで指導は受けて、その面積を確保しているんだと思いますけれども、昨今の、何度も言いますように、雨の降り方といいますか、例えば線状降水帯等がかかった場合にとんでもない災害が起きるといようなことが想定されます、下流域が。それは、湯布院町の川西地区であるとか、いろんな地域に波及していく恐れがございますので、その辺の問題意識もしっかりと玖珠町のほうに伝えていただいて、ちゃんとした協議をしっかりと結んでいただきたいというふうに思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

○議長（長谷川建策君） 副市長。

○副市長（小石 英毅君） 太田議員の御心配よく分かりますし、私も2年前に赴任してきまして、あそこの地区が由布市じゃないということもつい最近知ったようなところでございます。玖珠町の副町長っていうのは私と同じ時期に赴任しまして、彼もあそこは由布市の土地というふうに思ったみたいでございまして、改めまして情報共有をまず副町長と私のところでさせていただきました。今後、火災のときの対応とか豪雨における対応だとかそういったところの1個1個項目をちょっと考えて、それについての対応、この場合はこうしようといったところを、その段取りを今やっておりますので、早急にそれはしっかりとちとさせたいなと思っております。

以上です。

○議長（長谷川建策君） 太田洋一郎君。

○議員（10番 太田洋一郎君） 副市長、そのところ本当にありがとうございます。しっかりと対応していただいて、早急に決めごとといいますか、それを結んでいただきたいというふうに思っております。そうこうしているとすぐ梅雨時になります。梅雨時になるとまた何時また大量の雨が降るか分からないというようなことで、それは非常に下流の方々も非常に心配されておると。今どどんパネルが並び始めて余計皆さん脅威に思うようなところでございますので、しっかりとした御対応方をぜひとも副市長と副町長レベルでしっかりと協議していただいて、ぜひともやっていただきたいというふうに思います。これも強くお願い申し上げます。

次でございます。最後でございますが、ラックホールの公民館の利用についてでございます。

12月の一般質問でも聞かせていただきまして、しっかりと使いやすい皆さんに愛される公民館を目指すというふうにおっしゃっておられましたけれども、なかなか利用勝手が悪いというふうな声を聞きます。具体的には10年間旧公民館でやっておりましたピアノの発表会、それがラックホールになってから急遽使用許可が取れないというようなことで、それは営利目的になるのではないかということで使用届けがなかなか受理できなかったというふうなことを聞きました。

これについて、教育長、もしくは社会教育課長、何か報告なり何なり受けられていますでしょうか。

○議長（長谷川建策君） 社会教育課長。

○社会教育課長（伊勢戸隆司君） 社会教育課長です。お答えいたします。

この件について初めて知ったのが太田議員より連絡をいただいて初めて知ったところです。その後すぐ公民館のほうに電話をかけ、利用できるようにするよう指示をしたところでございます。

以上です。

○議長（長谷川建策君） 太田洋一郎君。

○議員（10番 太田洋一郎君） これ当初なぜそのような判断をされたのかということですね。

過去10年間同じ内容で、旧中央公民館でやっていたことがなぜラックホールになって、当初申し込みしたときにだめですと、貸し出せませんということになったのか。この原因は何だと思われますか。

○議長（長谷川建策君） 社会教育課長。

○社会教育課長（伊勢戸隆司君） お答えいたします。

原因というか、詳しくは担当より話は聞けませんでしたけど、使い方について旧公民館の時代から、ラックホール、新しくなっても公民館そのものは同じですので、同じような利用形態というか使えるようになっております。多分営利目的の企業さんが利用するときは若干貸せない面も出てきますので、そのことについてちょっと勘違いというかしたんではないかなというふうには思っております。

以上です。

○議長（長谷川建策君） 太田洋一郎君。

○議員（10番 太田洋一郎君） 今課長言われたことは、社会教育法の第23条に当てはまることですよ。第23条第1項の1、もっぱら営利を目的として事業を行い、特定の営利事務に公民館の名称を利用させ、その他営利事業を援助すること、というふうなことで禁止をされておりますけれども、じゃあ過去10年間はそれが許されて、今回なぜそれが当初だめだったのかということ。これはある意味、社会教育法の第23条の解釈という部分がちょっと違っていたんではないのかなと思うんです。解釈をした当時の職員の方に対してどうこう言うつもりはありませんし、しっかりと条項に基づいて対応されたというふうなことは僕は決して悪いことではないと思いますけれども、間違った解釈をしているというところが、これなぜだと思いますか。

○議長（長谷川建策君） 社会教育課長。

○社会教育課長（伊勢戸隆司君） お答えいたします。

営利を目的にしている団体が公民館を利用する場合は、先ほど議員さんおっしゃられたとおり利用できないとか、利用できる分については2倍の料金をいただくというふうになっております。今度、今、公民館の規定の利用の目的、昔平成25年に取扱基準というのを示していた分があるんですけど、それから年数も経っておりますし、また新たにいろんなことを入れながら、今作成をしているところです。またできましたら公民館の職員を含めて、また職員の研修をして、3つの館、2つの分館がありますけど、同じように、例えば挟間がよくて湯布院がだめとかいうことにはならないように、統一した見解を持てるように職員の研修もしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（長谷川建策君） 太田洋一郎君。

○議員（10番 太田洋一郎君） では、その3つの公民館、ほかにもございますけれども、その

公民館等に社会教育主事の方はどれぐらい配置されておりますでしょうか。

○議長（長谷川建策君） 社会教育課長。

○社会教育課長（伊勢戸隆司君） 3つの公民館には社会教育主事の資格を持っている職員はいません。本課のほうに1名いらっしゃいます。

以上です。

○議長（長谷川建策君） 太田洋一郎君。

○議員（10番 太田洋一郎君） やはり専門的な知識を持たれている社会教育主事の方を配属する、もしくは現場から常に相談を受けられるような体制を作るべきだというふうに思うんですね。そうすれば、今回のような間違った解釈ではなかったと思うんですけども。そこのところもしっかりと教育といいますか、研修も含めてですけども、ぜひやっていただきたいというふうに思いますし。また、市として社会教育主事をしっかりと育成していくということも必要ではないかなというふうには思うんですが。教育長、そこのところいかがですか。

○議長（長谷川建策君） 教育長。

○教育長（加藤 淳一君） お答えいたします。

今議員御指摘のように、市としても社会教育主事については年次計画といいますか、計画的に受講を進め、現在今本課にありますが、その前も研修した若い職員が何名かおります。今後もそういう形で引き続き資格取得に向けて取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（長谷川建策君） 太田洋一郎君。

○議員（10番 太田洋一郎君） やはり、例えば今回問題となりました社会教育法第23条の解釈というところをどう捉えるのかということもしっかりと考えていただきたいと思ひますし、千葉大学の教育学部の教授で長澤教授という方がおられます。その方のいろんな書物を読みますと、基本的には公民館というのはどういう位置づけであるかということも非常に熱く語られておりますけれども、要は公民館というものは、要は憲法とか教育基本法、また社会教育法の下にあるということの位置づけになっているんですね。公民館を利用して一般の人たちが一切の分け隔てなく利用できるということが本来の役割であって、そこで知識であるとか教養であるとかそういったことを身に着けることによって人生が豊かになると。そしてまた、それが地域づくり、まちづくりにつながるというふうなことでうたわれております。非常に使用料の件も含めて、本来であれば公民館というのは無料で使わせるべきなんだというのがこの教授の論調といいますか。というのが、図書館というのは図書館法第17条に明確な無料規定がございます。博物館も博物館法で但し書きはあるものの無料規定を有しております。公民館が無料規定がないというのは、これはどういうことなのかというと、これは戦後日本の公民館づくりの日本の歴史においては、青年や住民自らが公民館を作ってきたという豊かな経験が蓄積され、そこには有料という概念が

生まれなかったと。ですから、はなから有料であるというふうなことが概念としてないというのが本来の公民館の役割だと。公民館はそれだけ多くの人に使っていただける、使ってもらおうという使い倒してなんぼの施設であるというふうに思っております。この先生のそういったことを鑑みますと、今の時代でただにきなさいとそういったことはなかなか厳しい状況ではありますけれども、ただ、やはり使いやすい料金というか、それが非常に求められるのではないかなど。極端に言えば、お金がない人は公民館使えないんですね。極端に言えばそうなりますよね。使用料が払えないんだったら公民館使えない。公民館を使って学習する、勉強する、いろんなことができないというふうなことになるかねない。であるならば、本来の料金のあり方というか、扱いやすい、誰もが使いやすい料金設定にするということが必要なんではないかなというふうに思っているんですね。

今回いろいろ考えてみますと、公民館がなぜ利用しづらいのかというところは、先ほど申しましたように、やはり社会教育法第23条の解釈の部分とそれが誤った解釈をされたという部分と。あと、利用料金の問題だと思うんですよね。いろいろ調べました。近隣の市町村の使用料であるとか、そういうのを調べましたけれども、やはり由布市の場合は少し高いなというふうな数字が出ております。例えば旧公民館のホールを使用した毎年行われるイベント、イベントというか使ったものといいますか、そういったことが、今回のラックホールになると約3倍から5倍の値段になったと。これ1つは、光熱費といいますか、冷暖房費が少し高すぎるのではないかなというところもあって、全体的な料金の見直しが必要なんではないかなというふうに思うんですが。そもそも由布市の公民館の使用料という、これ料金の算出、根拠はどこから引っ張り出されているんですか。

○議長（長谷川建策君） 社会教育課長。

○社会教育課長（伊勢戸隆司君） お答えいたします。湯布院のラックホールの建設の検討委員会等、建物にかかるコストとか部屋の大きさとかいろんなもろもろを含めて、計算して、そしてあと市内の挾間、庄内の公民館と比較して、そして料金が設定されたと聞いております。

以上です。

○議長（長谷川建策君） 太田洋一郎君。

○議員（10番 太田洋一郎君） それにしても、やっぱり料金高いですよ。特に大ホールになると、非常に高額な金額になるというようなところで、全体的な部分で、例えば控室であるとか和室であるとか会議室であるとかってというのは、さほどほかの自治体と変わらない部分はあるんですけど。ただ、冷暖房費が異常に高いんですよ。冷暖房使わなければいいんですけど、この時期やっぱり寒いですからどうしても暖房が必要であると。また、換気をするために暖房を入れながら換気をしていくというところで室温を保っていくということも必要になってきます。そういっ

た中で、非常に高いなという印象を受けます。本来、公民館には先ほど申しましたように、要は賃貸で貸すような館ではないんですよね。本来、そういった市民の文化を育むといいですか、そういったものにぜひ利用していただきたいというふうな施設にするためだと思うんですけども。そういった中では、非常に僕は不親切だなというふうな料金を感じております。そのところで、再度料金の見直しというのにも検討する必要があると思うんですが。教育長、いかがですか。

○議長（長谷川建策君） 教育長。

○教育長（加藤 淳一君） お答えいたします。

料金につきましては、先ほど課長申し上げましたように、市内それぞれの館の均衡を保てるように、そして公民館が収入を得る場所ではないわけですから、当然基本的な額もそうした低いところで抑えているというふうに思っております。

また、常時利用していただく社会教育団体であったり子ども等については免除規定等も設けまして、利用しやすいような形も設けておりますので、そこ辺についてはある一定程度の基準としての料金規定は必要かなというふうに思っております。

○議長（長谷川建策君） 太田洋一郎君。

○議員（10番 太田洋一郎君） もちろん教育長言われることは分かるんですけども、やはり市民の方々が口をそろえて言われるには高いと。非常にこう負担といいますか、それがかかるというところでそのところは再度検討する余地があるのではないかなというふうに思っておりますので。そのところぜひ料金も含めて再度検討していただきたいというふうには思いますが。教育長、いかがですか。

○議長（長谷川建策君） 教育長。

○教育長（加藤 淳一君） お答えいたします。

今、他市と比べてというお話もございました。いま一度他市とも比べながら市の料金について検討してまいりたいと思っておりますが、特にラックホールにつきましては、まだ1年も経っていません。いろんな利用の部分についてというお話もございましたが、しかも、コロナ禍で通常の利用もなかなかできておりません。そうした面でもいろいろ市民の皆様からは本当に早く通常の利用ができるようにということの願いは多いかなというふうに思っておりますが、まだまだかつての公民館のような使い方ができておりませんので、早くそういう状況になって、またその上でのいろんな御意見もいただきながら改善すべきところは改善してまいりたいと思っております。料金については、いろんな比較をもう一度見てまいりたいと思っております。

○議長（長谷川建策君） 太田洋一郎君。

○議員（10番 太田洋一郎君） ぜひとも他市町村、近隣市町村含めて、しっかりと比較検討していただきたいと思っております。

そしてまた、今回公民館が利用しづらいということで一般質問させていただきましたけど、やはり公民館というのは先ほど言いましたように、使ってなんぼ、使い倒してなんぼの施設だと思うんですね。もちろん、コロナ禍の中でなかなか利用がしづらいという部分もあって、利用率が伸び悩むというところもあるかもしれませんが。ただ、公民館というのは、我々の文化であるとかそういったものをしっかりと育む、心豊かにする施設であるというふうに僕は思っておりますので、ぜひとも公民館の利用を促すと同時に使いやすい公民館になるように。そして、また今回の間違った解釈によって、そういった疑念を持たれないようにといたしますか。そうしないと、これ僕の知り合いの弁護士にちらっと聞いたら、これでもし今回の理由で貸さなくなった場合に、これ訴訟起こしたらどうですかって言ったら、これ勝てますよって言うんですよ。それだけ専門的な部分の見地が必要であるというところの部分はしっかりと鑑みていただいて、社会教育主事の配置であるとかそういったことをしっかりやっていただきたい。そしてまた、現場で即断即決ではなくて、しっかりとそういった本課におられるのであれば、そういった方に相談をするというふうなことを1つ義務づけるとか。そういうふうなことをすることによって、市民から疑念を招くことが減るのかなというふうには思っております。ぜひともそのところは実行していただきたいと思っております。

先ほど、課長も研修等で職員に対しての、要は知識をしっかりと構築していくというようなことを言われておりましたけれども。ただ、今回対応された職員の方を批判するつもりは一切ございません。彼は彼として、職員の方として一生懸命仕事をされた結果だと僕は思っております。ですが、間違った解釈をしてしまったという間違った部分を先ほども申しますように、しっかりと指導していただきたいというふうに思っております。

ますます使いやすい公民館になるように、今後もこの問題についてはしっかりと追求して、私も追いかけていきたいというふうに思っておりますし。しっかりといい建物ができたんですから、どんどん使っていただいて、有意義な館にしていきたいというふうには思っております。社会教育課長、いろいろ大変でしょうけど、ぜひともそのところのお骨折りをいただきたいというふうに思いますが、最後いかがでございますか。

○議長（長谷川建策君） 社会教育課長。

○社会教育課長（伊勢戸隆司君） お答えいたします。

議員さんおっしゃるように公民館は住民の皆様から使っていただいてなんぼというか、そういう施設でございますので、もう本当皆さんが使いやすい、あそこに行ってゆつくりしたいなとそう思えるような施設に、公民館になるように、また職員研修等も行いながらやっていきたいと思っております。

以上です。

○議長（長谷川建策君） 太田洋一郎君。

○議員（10番 太田洋一郎君） ありがとうございます。ぜひとも市民から愛される各地域の公民館であってほしい。そのためには、使い勝手がいい、本当にそういった意味合いの中でも料金も含めて再度いろいろと検討する部分はあると思いますので、しっかりと御対応していただきたいというふうに思っております。ぜひともお願いを申し上げておきますので、よろしくお願い申し上げます。

最後になりましたが、この3月定例会後、3月いっぱい退職される職員の皆さん、本当にお疲れさまでした。今後は由布市のためにというふうなことでよく皆さんおっしゃられていますけど、まずはゆっくりされてください。散々頑張ってこられたわけですから、少しゆっくりされて英気を養っていただいて、そしてまた由布市のためにまた御尽力いただければなというふうに思っております。

長くなりましたけれども、お疲れさまでしたということをお伝えしながら、一般質問締めくくらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（長谷川建策君） 以上で、10番、太田洋一郎君の一般質問を終わります。

これで、今回の一般質問は全て終了しました。

ここで、暫時休憩します。

午後1時54分休憩

.....

午後1時54分再開

○議長（長谷川建策君） 再開します。

お諮りします。ただいま議員発議として発議1件が提出されております。ついては、この1件を日程に追加し、議事日程第4号の追加として議題にしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷川建策君） 異議なしと認めます。

よって、この一件は追加日程第1として議題とすることに決定いたしました。

---

#### 追加日程第1. 発議第1号

○議長（長谷川建策君） 次に、追加日程第1、発議第1号を上程します。提出者に提案理由の説明を求めます。17番、鷲野弘一君。

○議員（17番 鷲野 弘一君） 皆さん、お疲れさまです。それでは、発議第1号、ロシアによるウクライナ侵略に抗議する決議。

上記の決議を別記のとおり、由布市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。  
令和4年3月7日。由布市議会議長、長谷川建策殿。提出者、由布市議会議員、鷲野弘一。賛成者、議員全員です。

提案理由。ロシアのウクライナ侵略による主権侵害に対して、断固して非難の意を表すためです。

裏面を御覧ください。ロシアによるウクライナ侵略に抗議する決議（案）。

ロシアは去る2月24日にウクライナへの侵略戦争を開始し、一般市民を含め、多数の死者が出ている。武力による現状変更はウクライナへの重大な主権侵害であり、国際社会、ひいては我が日本国の平和と秩序・安全を脅かし、かつ明らかに人道に反する蛮行であり、断じて容認できない。

よって、由布市議会はロシアによるウクライナ侵略戦争に対して断固して非難の意を表するとともに、ロシア軍を無条件で即時に撤退させるよう、国際法に基づく誠意を持った対応を強く求める。

また、日本国政府におかれては、関係各国及び国際社会との緊密な連帯のもと、武力による現状変更を断固して非難し、厳格かつ適切な対応を講じられるよう強く求めるものである。

以上、決議する。

令和4年3月7日、由布市議会。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（長谷川建策君） お諮りします。ただいまの発議については、会議規則第37条第1項の規定により、委員会付託を省略し、全員による審議にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷川建策君） 異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略し、全員による審議とすることに決定いたしました。

追加日程第1、発議第1号、ロシアによるウクライナ侵略に抗議する決議を議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。これで、質疑を終わります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷川建策君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷川建策君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより発議第1号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員17名中起立17名〕

○議長（長谷川建策君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

○議長（長谷川建策君） これで本日の議事日程は全て終了いたしました。

次回の本会議は明日3月8日の午前10時から議案質疑を行います。なお、当初予算にかかる発言通告書の提出は明日の正午までですので、予定されている方は厳守でお願いいたします。

本日はこれにて散会します。大変御苦勞でございました。

午後1時59分散会

---